

# ささえあいと絆の福祉のまち たるい！

---

第二期垂井町地域福祉計画

平成 26 年 3 月

垂 井 町



## はじめに

平成21年3月「ささえあいで築く 新しい福祉のまち」の実現に向けて第一期垂井町地域福祉計画を策定し、計画期間の5年間で満了いたしました。

この第一期計画に基づき、地域福祉を支える人づくり、地域でのささえあいで解決できるしくみづくりや場づくりの構築、関係機関との連携による福祉サービスの基盤づくりなど、住み慣れた地域でささえあい、安心して暮らせる仕組みづくりに向けて取り組んでまいりました。しかし、住民懇談会や住民意識調査、福祉関係団体ヒアリング等を通じ町民の皆様の声を聞かせていただくと、地域住民同士のつながりや家族の絆の希薄化や障がいなどへの理解が十分でないなどにより地域での問題解決が難しくなっていることや、ボランティア活動の新規参加者が少なく、固定化しており、参加者も高齢化しているといった課題があげられています。また、平成23年3月に発生した東日本大震災において、地域の絆を再認識させ、普段から地域の連携を強化し各種団体等が情報を共有することで地域のネットワークを再構築していくことの重要性が改めて問われています。

第二期垂井町地域福祉計画において、全ての町民がささえあって絆を大切にしていかに生きるという共通の認識を持ち、行政との協働による「ささえあいと絆」のしくみを築き、すべての町民が垂井町で安心して暮らせる「福祉のまち」を築いてまいりたいと考えております。

本計画の推進にあたりましては、町民の皆様をはじめ、地域で活動をされておられる各種関係団体と連携を強化し、参加と協働により各事業に取り組むことが必要であると考えており、皆様の地域福祉の推進にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画策定にあたりご多忙な中熱心にご審議いただいた策定委員の皆様をはじめ、住民懇談会に参加いただいた皆様、アンケートにご協力いただいた町民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成26年3月

垂井町長 中 川 満 也



## 【目次】

第1章 計画策定にあたって .....	1
1. 計画策定の背景 .....	1
2. 計画策定の趣旨 .....	2
3. 計画の位置づけ .....	4
4. 計画の策定方法 .....	6
5. 計画の期間 .....	6
第2章 垂井町の概況 .....	7
1. 人口構造 .....	7
2. 世帯の状況 .....	11
3. 要援護者の状況 .....	13
4. 地区の状況 .....	15
5. 地域福祉をささえる人・団体 .....	17
6. 地域の活動団体・当事者団体 .....	22
7. 地域福祉活動（垂井町社会福祉協議会の取り組み） .....	23
8. 垂井町の概況からの課題 .....	26
第3章 垂井町の地域特性と課題 .....	28
1. 住民意識調査 .....	28
2. 住民懇談会の意見 .....	44
3. 策定委員ヒアリング結果 .....	48
4. 中生意識調査 .....	52
5. 中学生と住民の意識調査結果比較 .....	58
6. 福祉関係団体調査 .....	64
7. 地域福祉の課題 .....	70
8. 第一期垂井町地域福祉計画の評価の参考指標 .....	73
第4章 計画の基本理念と目標 .....	75
1. 計画の基本理念 .....	75
2. 計画の基本目標 .....	76
3. 計画の体系 .....	78
第5章 基本計画 .....	79
1. 基本目標 I. ささえあいの人と絆づくり .....	80
2. 基本目標 II. ささえあいのしくみと場づくり .....	85
3. 基本目標 III. 住民本位の福祉サービスがあるまちづくり .....	89
4. 基本目標 IV. 安全で安心できるまちづくり .....	92
第6章 重点的な取組 .....	95
1. 第一期地域福祉計画における重点的な取組に関する整理 .....	95
2. 第二期垂井町地域福祉計画における重点的取組み .....	96
第7章 計画の推進 .....	98
1. 地域住民・事業者・行政の協働による計画の推進 .....	98
2. 計画の普及・啓発 .....	99
3. 進行管理 .....	99
資料編 .....	100



# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

平成22年国勢調査においては、わが国の総人口に占める65歳以上人口の割合が23%に達し、ドイツおよびイタリア（共に20.4%）を上回り、世界で最も高い水準となっています。また、世帯人員については、単身者世帯が最も多く、一般世帯の3割以上を占め、4人以上の世帯は減少し、3人以下の世帯が増加しています。

このような家族、世帯の変化の中で、65歳以上の単身者世帯の増加により、孤独死の増加や公的な記録が残っているにもかかわらず、その高齢者の所在がわからないなどといった、高齢者に関わる様々な課題が社会的にクローズアップされました。地域の間人関係や家族関係の希薄化などから社会の中で孤立して生きる人が増加している中、「無縁社会」という言葉が生まれました。また、わずかながら上向き傾向のみられる景気状況の中、住民の暮らしをめぐる社会経済環境は厳しい状況が続いています。

一方で、東日本大震災においては、災害時などの緊急時での見守りや助け合いの重要性が再認識されました。

こうした中で、助け合いの基盤にあるものとして、人と人とのつながりが重要になってきています。地域住民の助け合いの意識を高め、互いの顔が見え、互いに声を掛け合うことができる“地域の絆づくり”が求められています。

さらに、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、福祉制度によるサービスだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりするささえあい関係をつくっていくことが必要になっています。

そこで、住民と行政の協働によるささえあいにより、多様な生活課題に地域全体できめ細かく取り組むしくみづくりや、福祉サービスを利用しやすいしくみづくりなどを進めるために、平成21年度に策定した「垂井町地域福祉計画」を見直し、住民や地域の様々な活動主体が、ささえあって共に生きるという共通認識を持ち、ささえあいで築く福祉のまちづくりを進めることをめざします。

## 2. 計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の目的

近年までの「福祉」は障がい者、高齢者、貧困者などの何らかの支援が必要な人への援助と考えられてきました。しかし、現在の「福祉」は『「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせ』という、誰もが必要とするものへと変わってきています。

福祉は「誰もが幸せに暮らすことができること」を目指すものです。それを住み慣れた地域で実現するためには、法や制度で救う社会保障だけでなく、地域で暮らす方たち同士で支え合うことが欠かせません。官・民の専門職による制度サービスと、住民一人ひとりが主体となって行う多様な助け合いの活動をつなぐことが、地域福祉の役割です。

地域の福祉力を強化・活性化するためには、住民一人ひとりが「困っている人がいたら手助けしよう」「地域で支え合おう」という意識を持ち、行動することが大切です。

そのため、地域住民だけでなく、様々な活動をしている住民団体や地域組織、専門機関、企業、行政などが、それぞれの役割をもって当事者として参加し、協働しながら、すべての人が人に役立つ喜びを大切にできる社会を構築していく「地域福祉」を推進することが必要です。

この計画は、地域福祉関連施策の推進としくみづくりを通して、幅広い地域住民や事業者などの参加と協働のもとに、安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とします。

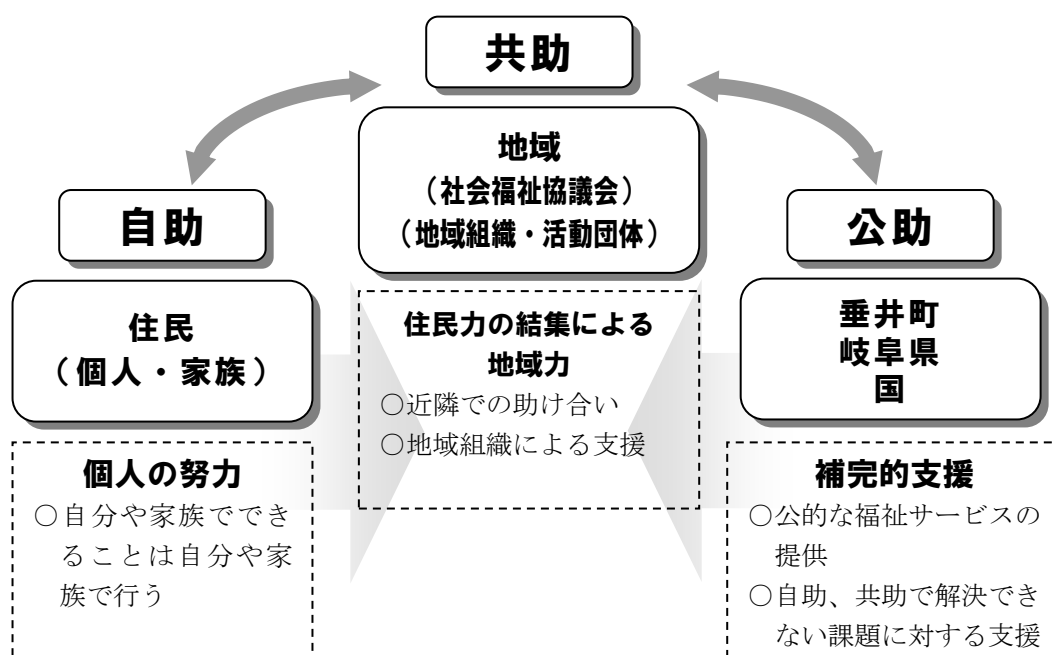


## (2) 計画の基本的な視点

少子高齢化及び核家族化を背景に、家族の支え合いである“自助”の機能が低下してきている現代社会においては、基本的な福祉ニーズは、公的な福祉サービス“公助”で対応するという原則を踏まえつつ、ボランティア活動、地域での支え合いや見守りといった“共助”によるまちづくりを進めていくことが重要となっています（下図：協働による取り組みイメージ）。

今まで行政機関を中心にゆだねられてきた社会福祉サービスやまちづくり全般について、今後、多様な担い手がそれぞれの役割分担のもとに、地域全体で創り上げていく考え方が必要です。そこで、地域福祉計画策定にあたっては、最下段の図に示すような視点を有して検討していきます。

協働による取り組みのイメージ



### 地域福祉計画の基本的な視点

- ①身近な生活圏を尊重する視点
  - ・日常暮らしている身近な生活圏での福祉を重視すること。
- ②利用者主体の視点
  - ・福祉サービス利用者の選択の自由が確保されること。
  - ・社会的に支援が必要な方の権利擁護が維持されること。
- ③公民協働の視点
  - ・行政、住民、地域(地域組織・活動団体)などの役割分担を踏まえながら、地域福祉の推進にあたること。
- ④住民参加の視点
  - ・地域福祉の実現にあたっては、地域住民の主体的な取り組みを尊重すること。

### 3. 計画の位置づけ

#### (1) 地域福祉計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定された行政計画で、社会福祉法第4条に規定された「地域福祉の推進」を目的として策定する計画であり、多くの地域住民から出された課題に対して、町が地域で行う取り組みの方向性や基本的な考えを示し、今後、施策を展開していく上での基本事項を定めるもので、いわば地域福祉を推進するための基本計画的な役割を担うものです。

また、地域の生活課題の解決に向けて、さまざまな主体が地域で展開する取り組みを計画的に進める道筋を示すという役割も担っています。

地域福祉計画に関しては、社会福祉法において、以下のように規定されています。

#### ■地域福祉計画関連条文（社会福祉法〔平成12年6月改正〕より抜粋）

（地域福祉の推進）

**第4条** 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

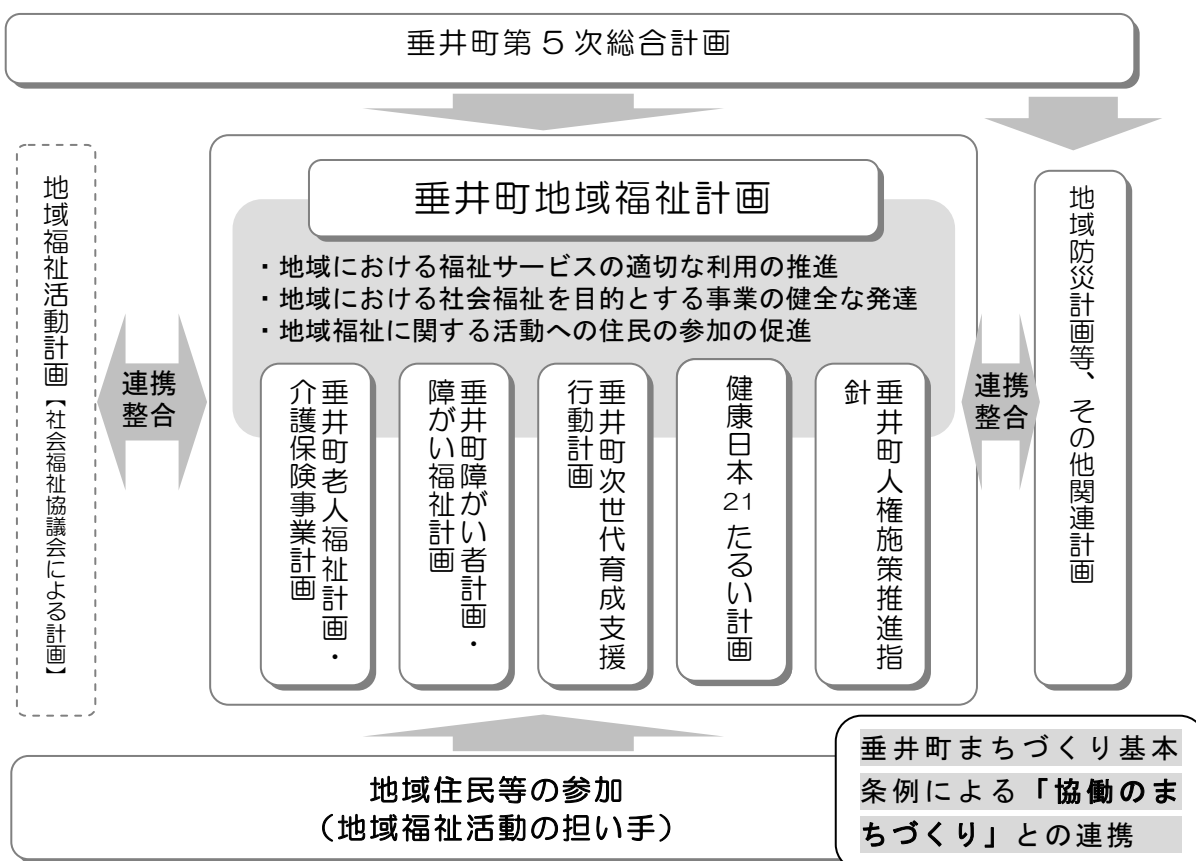
**第107条** 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## (2) 他の関連行政計画との関係

地域福祉計画は、「垂井町第5次総合計画」を上位計画として、地域福祉を推進するための目標を定め、取り組みを体系化する福祉分野における基本計画としての性格を持つものです。

したがって、「いきがい長寿やすらぎプラン21（垂井町老人福祉計画・介護保険事業計画）」や「垂井町障がい者計画・障がい福祉計画」、「垂井町次世代育成支援行動計画」、「垂井町人権施策推進指針」など、他の福祉分野の計画との整合性を図り策定します。さらに、高齢者、障がいのある人、子育て家庭をすべて含むものが地域であり、地域福祉という視点からこれらの分野をつなぎ、包み込んだ計画です。支援を必要とする対象者ごとに策定された個別計画に共通する地域福祉推進のための理念を相互につなぐとともに、個別計画の施策が地域において、より効果的に展開されることを総合的に推進する役割を担っています。また、平成23年4月に制定された「垂井町まちづくり基本条例」により、住民参加、協働のまちづくりが展開されており、連携体制を構築しながら計画策定を検討していきます。さらに、岐阜県では第三期地域福祉支援計画が策定中であり、整合性を図っていきます。



## 4. 計画の策定方法

### (1) 垂井町地域福祉計画策定委員会

本計画を策定するために計画内容を審議する策定委員会を設置しました。委員は、地域組織・団体の代表者、福祉関係者および行政機関関係者、14名により審議をしていただきました。

### (2) 住民意識調査の実施

本計画策定のための基礎資料を得ることを目的に、町内にお住まいの20歳以上の人および町内の全中学3年生を対象として、アンケートを実施し、地域の福祉課題や地域住民および若年層の福祉意識についてお聞きしました。

### (3) 福祉関係団体調査の実施

計画の見直しに先立ち、地域福祉分野等の活動に携わっておられる団体の皆さんの、活動に関する現状や課題、今後の方向性、地域福祉施策についてのご意見やお考えをお聞きしました。

### (4) 住民懇談会の開催

地域住民が自ら考え、様々な意見をまとめ、地域の課題や特性を明確にしていくため、7つの地区で住民懇談会を開催しました。

### (5) パブリックコメントの実施

広く町民・事業者等の皆さんから多様な意見・情報・専門知識を提供していただくためにパブリックコメントを実施しました。

## 5. 計画の期間

この計画の期間は、平成26年度～平成30年度の5年間とします。

ただし、国、県等の動向を踏まえて、社会情勢の変化に対応するため必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 垂井町の概況

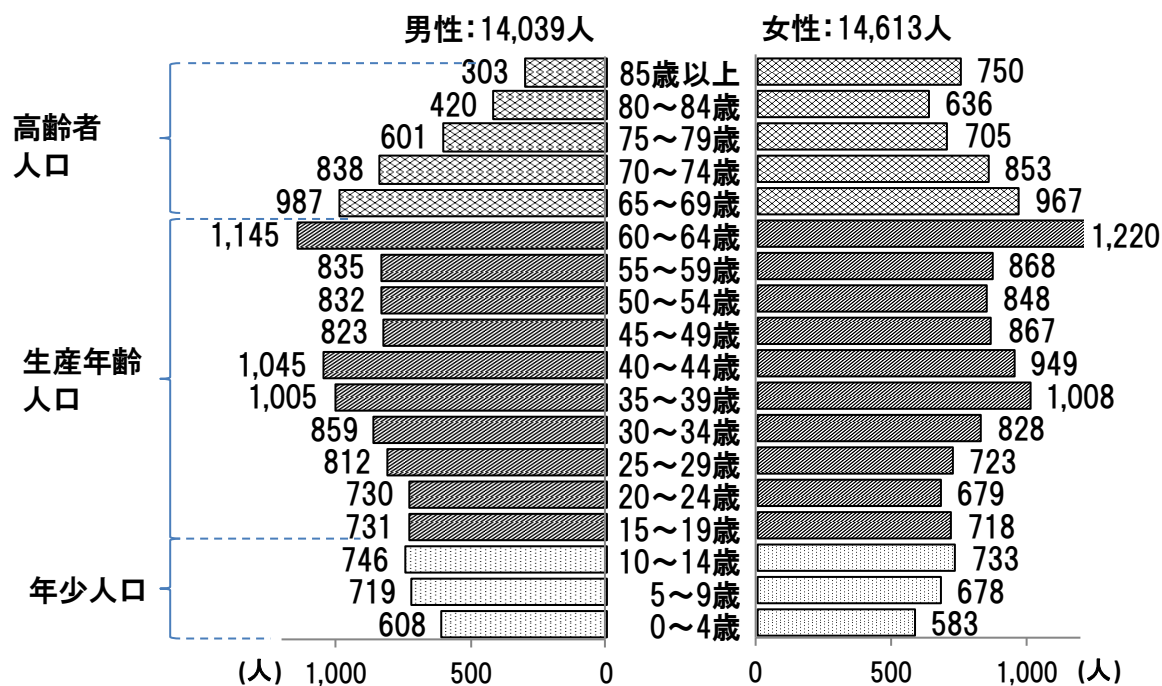
### 1. 人口構造

#### (1) 人口の状況

平成25年4月時点の本町の総人口は、28,652人となっており、60～64歳の人口が最も多く、次いで、35～39歳、40～44歳となっています。ここ数年は、高齢化が急速に進むと推測されます。

75歳以上の後期高齢者で、女性の85歳以上の人口が、750人と最も多いのが特徴的です。

図表 人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（外国人含む） 平成25年4月

## (2) 人口の推移

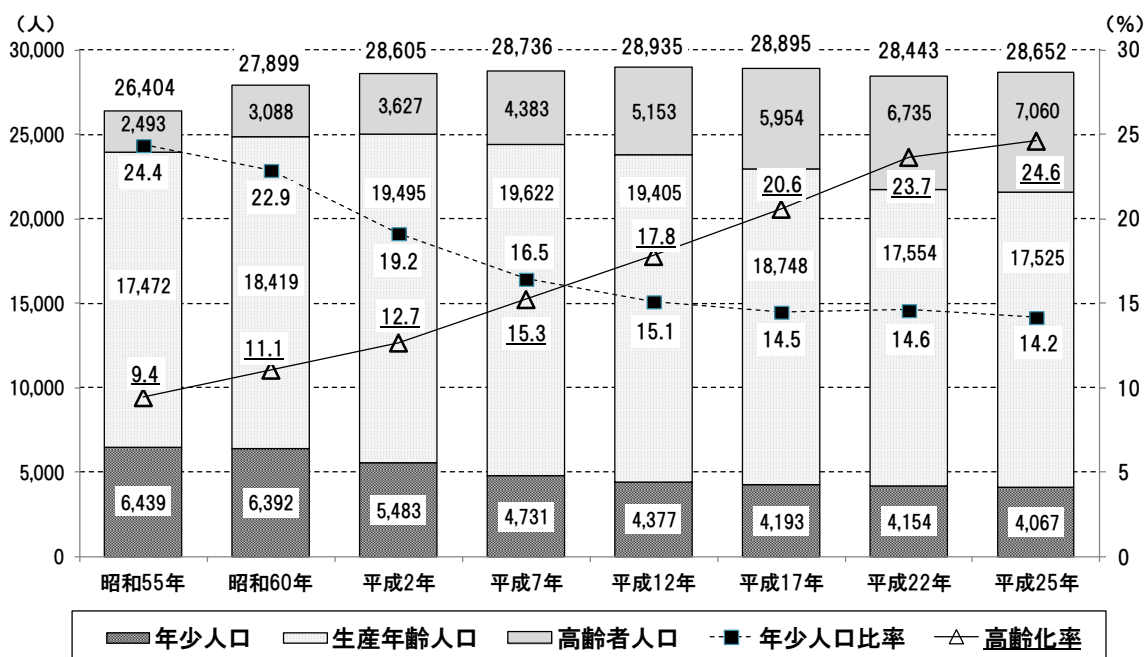
平成25年4月1日現在、住民基本台帳および外国人登録による本町の総人口は、28,652人です。平成12年までは増加していましたが、それ以降は、わずかながら減少傾向にあります。

平成22年までの国勢調査では、0～14歳の年少人口が、人数、割合ともに少なくなり、65歳以上の高齢者人口が大幅に増加を続けています。昭和55年には年少人口が高齢者人口の約2.6倍であったのが、平成7年～平成12年にかけて、多寡が逆転し、平成25年では高齢者人口が年少人口を2,993人上回っています。

図表 人口の推移

区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年
総人口	26,404	27,899	28,605	28,736	28,935	28,895	28,443	28,652
年少人口 (0～14歳)	6,439 (24.4)	6,392 (22.9)	5,483 (19.2)	4,731 (16.5)	4,377 (15.1)	4,193 (14.5)	4,154 (14.6)	4,067 (14.2)
生産年齢人口 (15～64歳)	17,472 (66.2)	18,419 (66.0)	19,495 (68.2)	19,622 (68.3)	19,405 (67.1)	18,748 (64.9)	17,554 (61.7)	17,525 (61.2)
高齢者人口 (65歳以上)	2,493 (9.4)	3,088 (11.1)	3,627 (12.7)	4,383 (15.3)	5,153 (17.8)	5,954 (20.6)	6,735 (23.7)	7,060 (24.6)

資料：国勢調査、ただし平成25年は4月1日現在の住民基本台帳(外国人含む)



### (3) 高齢化率

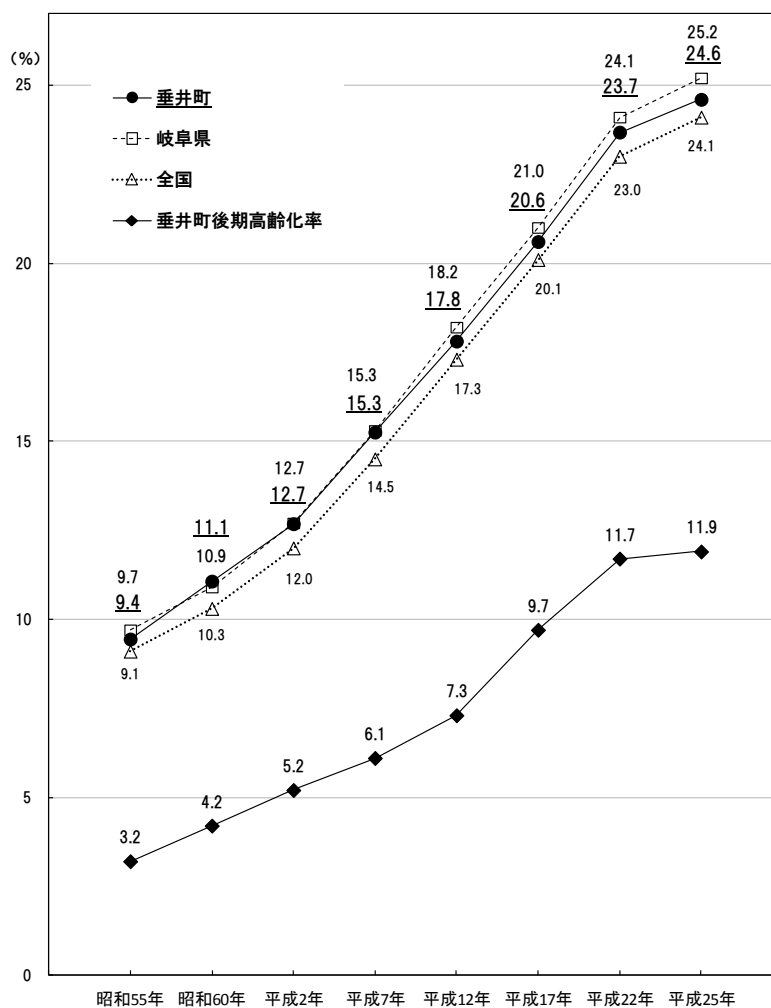
平成25年4月1日現在、本町の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、24.6%となっています。高齢者人口が増加を続ける中、国勢調査による総人口は減少傾向に転じていることから、高齢化率はさらに上昇すると予測されます。また、後期高齢化率（総人口に占める75歳以上人口の割合）も上昇を続け、平成25年4月1日の時点で11.9%となっています。

図表 高齢化率の推移

区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年
垂井町高齢化率	9.4	11.1	12.7	15.3	17.8	20.6	23.7	24.6
岐阜県高齢化率	9.7	10.9	12.7	15.3	18.2	21.0	24.1	25.2
全国高齢化率	9.1	10.3	12.0	14.5	17.3	20.1	23.0	24.1
垂井町後期高齢化率	3.2	4.2	5.2	6.1	7.3	9.7	11.7	11.9

単位：%

資料：国勢調査、ただし平成25年は4月1日現在の住民基本台帳(外国人含む)



#### (4) 出生数および合計特殊出生率の推移

出生数をこの7年についてみると、平成23年が228人と最も少なくなっていますが、翌年の平成24年には284人と増加し、この7年間で最も多くなっています。少子化の指標とされる合計特殊出生率は、年によって増減が大きくなっていますが、1.4台の年が多く、全国平均に比べれば高い率と言えます。

図表 出生数および合計特殊出生率の推移

区 分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
出生数	284	248	249	231	230	228	284
合計特殊出生率	1.33	1.40	1.48	1.34	1.41	1.41	1.38

資料：庁内資料

#### (5) 国籍別外国人

国勢調査から外国人人口を国籍別にみると、ブラジルが最も多く、次いで中国となっています。中国は平成22年まで増加し続けていますが、ブラジルは平成22年には減少に転じています。

図表 町内在住の外国人

単位：人

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
韓国・朝鮮	35	35	23	22
中 国	20	88	176	188
東南アジア；南アジア	10	17	9	20
ブラジル	233	494	612	521
ペルー	25	20	29	19
その他・国籍不詳	5	9	16	28
合 計	328	663	865	798

資料：「国勢調査」



## 2. 世帯の状況

### (1) 世帯人員

本町の平均世帯人員の推移をみると、年ごとに世帯規模は縮小しており、平成22年の平均世帯人員は3.08人となっていますが、全国および、比較的平均世帯人員の多い県平均を上回っています。

図表 平均世帯人員

単位：人

区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
全 国	3.22	3.14	2.99	2.82	2.67	2.55	2.46
岐阜県	3.71	3.54	3.40	3.23	3.07	2.92	2.82
垂井町	3.87	3.82	3.56	3.42	3.22	3.12	3.08

資料：「国勢調査」

## (2) 高齢者のいる世帯の推移

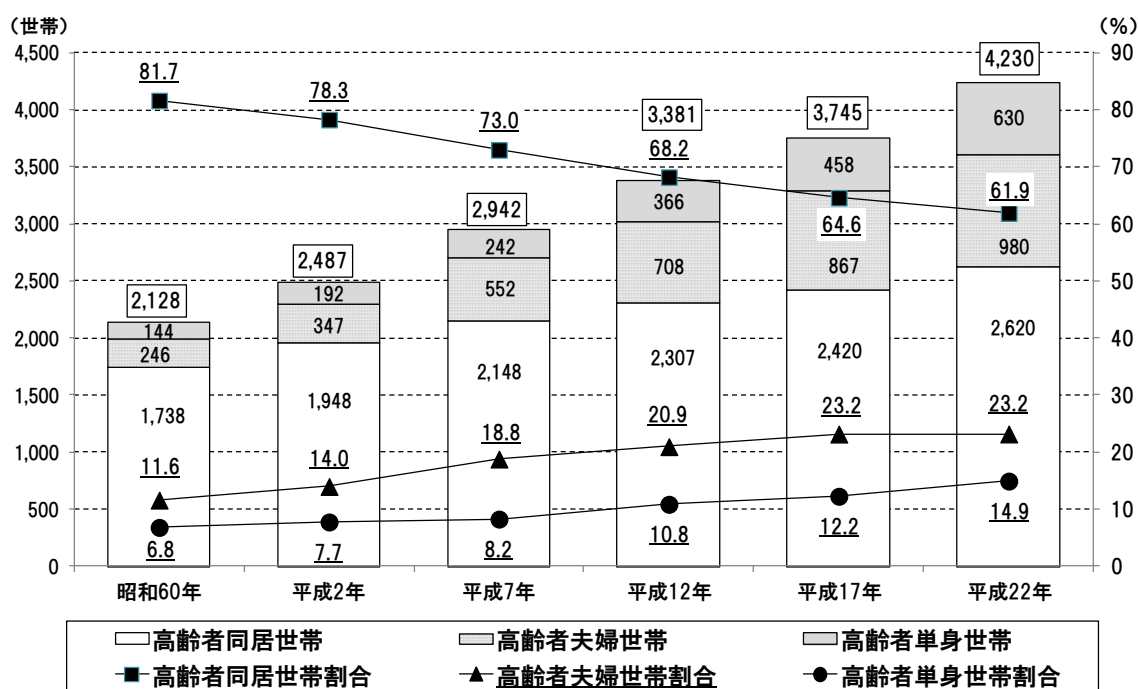
国勢調査によると、平成22年の本町の高齢者のいる世帯は4,230世帯となっており、年々増加しています。世帯の種類別にみると、高齢者単身世帯および高齢者夫婦世帯（夫婦のいずれかまたは両方が65歳以上の夫婦のみの世帯）の世帯数が大幅に増加しています。高齢者のいる世帯における構成比率をみると、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の割合が年々増加しており、高齢者同居世帯の占める割合は年々減少しています。

図表 高齢者のいる世帯の推移

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
高齢世帯総数	2,128	2,487	2,942	3,381	3,745	4,230
高齢者単身世帯 (割合)	144 (6.8)	192 (7.7)	242 (8.2)	366 (10.8)	458 (12.2)	630 (14.9)
高齢者夫婦世帯 (割合)	246 (11.6)	347 (14.0)	552 (18.8)	708 (20.9)	867 (23.2)	980 (23.2)
高齢者同居世帯 (割合)	1,738 (81.7)	1,948 (78.3)	2,148 (73.0)	2,307 (68.2)	2,420 (64.6)	2,620 (61.9)

単位：世帯、( )は構成比

資料：「国勢調査」



### (3) 高齢者単身世帯

平成22年の国勢調査における高齢者単身世帯を性別ごとにみると、630人中、441人(70%)が女性であり、年齢別にみると、65～74歳の前期高齢者が276人(43.8%)、75歳以上の後期高齢者が354人(56.2%)と後期高齢者が前期高齢者を上回っています。平成17年では前期高齢者と後期高齢者はほぼ同数であることから高齢化がさらに進んでいることがわかります。

図表 性別・年齢別高齢者単身世帯

単位：世帯

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	計
平成12年	113	112	77	38	26	366
平成17年	90	140	124	72	32	458
平成22年	148	128	150	127	77	630
男性	56	50	40	26	17	189
女性	92	78	110	101	60	441

資料：「国勢調査」

## 3. 要援護者の状況

### (1) 障がい者数の推移

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は、下記の図表のとおりです。いずれの手帳保持者も増加する傾向にあります。また、平成25年4月には障害者総合支援法の施行に伴い、難病患者等も障がい者の範囲とされ、今後障がい者としての対象者の幅が広がり、対象が増えることとなります。さらに、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進（障害者差別解消法）」が制定され、障がい者に対する配慮も大きな要素となっています。

図表 障害者手帳所持者数

単位：人

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
身体障がい者	1,124	1,136	1,145	1,151	1,196
知的障がい者	208	225	233	238	262
精神障がい者	101	105	118	121	151
合計	1,433	1,466	1,496	1,510	1,609

(注) 各年1月末日現在

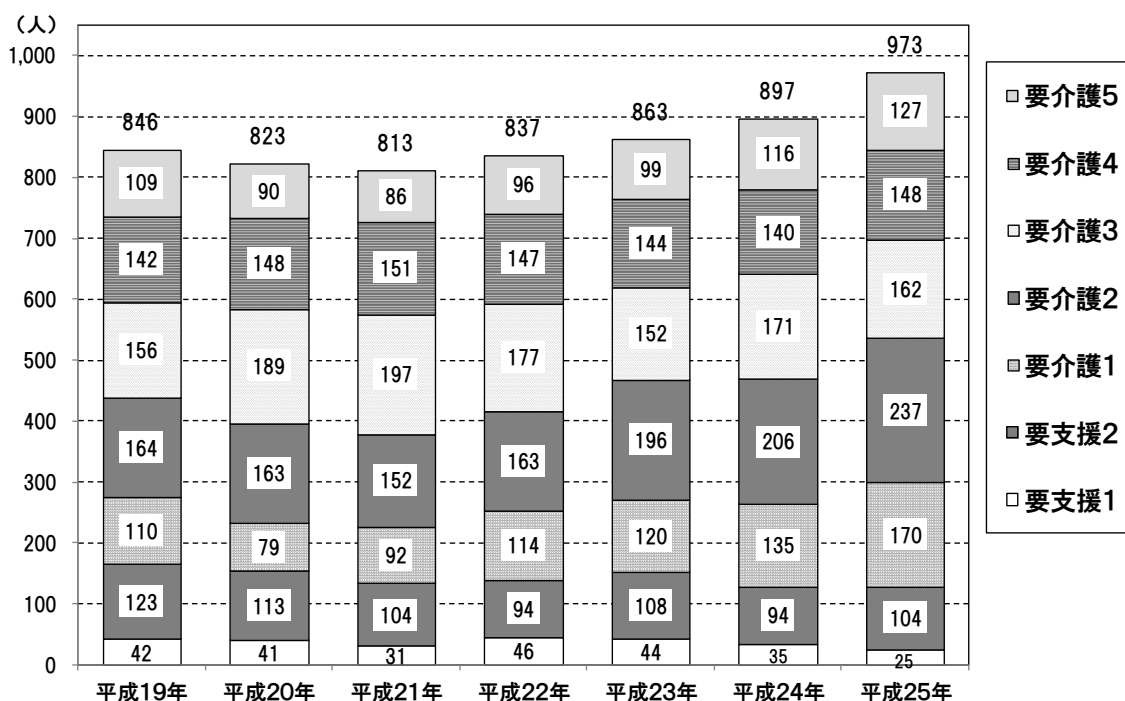
資料：庁内資料

### (2) 要支援・要介護認定者数の推移

平成25年4月現在、要支援・要介護認定者数は973人です。介護保険スタート直後の平成12年（362人）から平成19年までは増加を続けていましたが、その後平成21年まではわずかながら減少しました。しかし平成21年以降は増加を続けています。

この4年間では、要介護1、2の認定者が増加しています。

図表 要支援・要介護認定者数



(注) 各年4月現在

### (3) 生活保護世帯（人員）の推移

平成25年1月現在の生活保護世帯は67世帯、保護人員は95人となっています。平成19年に比べ生活保護世帯および保護人員ともに約2倍に増加しています。

図表 生活保護世帯（人員）の推移

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
生活保護世帯数(世帯)	35	33	26	42	55	67	67
保護人員(人)	46	44	35	57	72	86	95

(注) 各年1月末日現在

資料：庁内資料

## 4. 地区の状況

### (1) 地区別人口

地区別に人口をみると、垂井地区は、役場、垂井駅、古くからの商店があり、人口は東地区に次いで多く、高齢化率は町平均より高くなっていますが、0～14歳の年少人口の割合が最も高くなっています。

東地区の人口は6,108人と最も多く、高齢化率が最も低くなっています。宮代地区は外国人が275人と最も多くなっています。

表佐地区は東地区と並んで15～64歳の生産年齢人口の割合が最も高く、外国人も100人を超えています。垂井地区、東地区、宮代地区、表佐地区の4地区で垂井町の外国人人口の9割近くを占めています。

栗原地区および岩手地区は昔からの居住者が多く、年少人口の割合が10～13%と低くなっています。岩手地区は高齢化率が34.8%と最も高く、3人に1人が高齢者です。

府中地区の人口構成は、町平均とほぼ同程度になっています。

図表 地区別人口

単位：人(%)

区分	総人口	0～14歳	15～64歳	65歳以上	外国人(再掲)
垂井	5,963	901 (15.1)	3,563 (59.8)	1,499 (25.1)	174 (2.9)
東	6,108	888 (14.5)	3,910 (64.0)	1,310 (21.4)	178 (2.9)
宮代	4,199	591 (14.1)	2,539 (60.5)	1,069 (25.5)	275 (6.5)
表佐	3,844	557 (14.5)	2,462 (64.0)	825 (21.5)	132 (3.4)
栗原	1,233	158 (12.8)	759 (61.6)	316 (25.6)	1 (0.1)
府中	4,775	712 (14.9)	2,902 (60.8)	1,161 (24.3)	88 (1.8)
岩手	2,530	260 (10.3)	1,390 (54.9)	880 (34.8)	5 (0.2)
合計	28,652	4,067 (14.2)	17,525 (61.2)	7,060 (24.6)	853 (3.0)

資料：平成25年4月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録

## (2) 小学校児童数

小学校別に児童数の推移をみると、平成25年5月現在、東小学校が388人と最も多く、平成21年までは増加を続けましたが、以降は390人前後で推移しています。最も児童数が少ないのは合原小学校の62人です。

図表 小学校児童数

単位：人

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
垂井小学校	315	334	340	346	346	340	357
宮代小学校	336	326	303	285	249	247	236
表佐小学校	215	226	227	231	235	241	228
合原小学校	76	64	66	60	60	61	62
府中小学校	275	289	291	296	297	300	317
岩手小学校	141	138	130	127	113	116	111
東小学校	363	377	392	384	389	388	388
合計	1,721	1,754	1,749	1,729	1,689	1,693	1,699

(注) 各年5月1日現在

資料：庁内資料

## 5. 地域福祉をささえる人・団体

### (1) 民生委員児童委員

民生委員児童委員は、高齢者、障がい者などの相談に依じたり、地域福祉活動の推進、さらには関係行政機関との協力等の幅広い活動をしています。

また、児童福祉に関する事項を専門的に担当する委員として主任児童委員が指名されており、地域の民生委員児童委員と一体となった活動、民生委員児童委員への必要な援助・協力、児童福祉関係機関との連携調整などを行っています。

図表 民生委員児童委員

区 分	民生委員児童委員	主任児童委員
人数(人)	43	3

(注) 平成25年4月1日現在

### (2) 福祉推進員

現在、139人が自治会の推薦を受け、自治会長、民生委員児童委員、近隣ボランティア等と連携して、地域の高齢者、障がい者などの見守り活動を行っています。福祉推進員には、地域福祉のキーパーソンとしての活躍が期待されています。

図表 福祉推進員

区 分	垂井	東	宮代	表佐	栗原	府中	岩手	合計
人数(人)	36	24	20	18	11	17	13	139

(注) 平成25年4月1日現在

### (3) ボランティア

平成25年の社会福祉協議会に登録のあるボランティア団体は13団体、453人となっています。団体数はここ5年間で5団体増え、登録者数も年ごとに増加してします。

団体の主な活動は「図表ボランティア団体の活動内容」のとおりです。

図表 垂井町社会福祉協議会登録のボランティア数

区 分	個人ボラン ティア数	団体数	人数 (個人・団体)
平成 20 年	21	8	315
平成 21 年	45	11	392
平成 22 年	47	11	397
平成 23 年	60	12	408
平成 24 年	60	12	405
平成 25 年	81	13	453

(注) 各年 4 月 1 日現在

図表 ボランティア団体の活動内容

団 体 名	会員数	主な活動
垂井町ボランティアグループ つばき会	22 人	ひとり暮らし高齢者のつどい実施の協力、在宅福祉支援活動、施設訪問等
垂井町赤十字奉仕団	90 人	災害に備えての避難介助、垂井ピア会場での災害用食料備蓄啓発、災害用品の展示、子育てふれあいサロンへの訪問、ひとり暮らし高齢者・寝たきり高齢者介護者への訪問等
福祉うさぎの会	31 人	ひとり暮らしの高齢者を対象としたつどいを開催、在宅高齢者訪問、施設訪問活動
手話サークル泉の会	24 人	福祉会館でのサークル活動、手話教室への協力、福祉協力校で行われる福祉学習等への参加
虹の会	18 人	視覚障がい者の外出支援、福祉協力校で行われる学習への参加、団体活動の運営支援等
東地区 生きがいサロンの会	13 人	他ボランティア団体との交流、研修会への参加、各サロン活動
給食ボランティア	104 人	ひとり暮らしの高齢者や寝たきり高齢者の介護者に、手づくりの給食を提供、利用者の安否確認
不破高家庭科クラブ	—	ひとり暮らし高齢者のつどいの参加者に手作りのマスコットをプレゼント
垂井町 BBS	—	保護司会との協力による非行少年との友達活動

(注) 平成 2 5 年 4 月 1 日現在



#### (4) NPO法人

町内には2つのNPO法人があり、次のような目的で活動が行われています。

図表 町内のNPO法人

法人名	認証年月	活動分野	目的等
泉京・垂井	平成18年 3月	まちづくり の推進	垂井町に暮らす住民誰もが、垂井町のまちづくりに自ら参画し、行政、事業者・企業などと協働してまちづくりに関する事業を行い、「より幸福度の高いまち・垂井」を実現することを目的とする。
子ども見守り 隊	平成20年 5月	地域安全	垂井町に暮らす住民の安全、とりわけ子どもに対して通学路の安全を確保することを第一に、垂井町の地域安全まちづくりに自ら参画し、行政、事業者・企業などと協働して危険抑止に関する事業を行い、「より安全・安心度の高いまち・垂井」を実現することを目的とする。

(注) 平成25年4月1日現在

#### (5) 社会福祉関係施設

町内には、次のような介護保険サービス、障がい福祉サービス、子育て支援サービスなどを提供する事業所（施設）があります。

図表 町内の主な社会福祉関係施設等

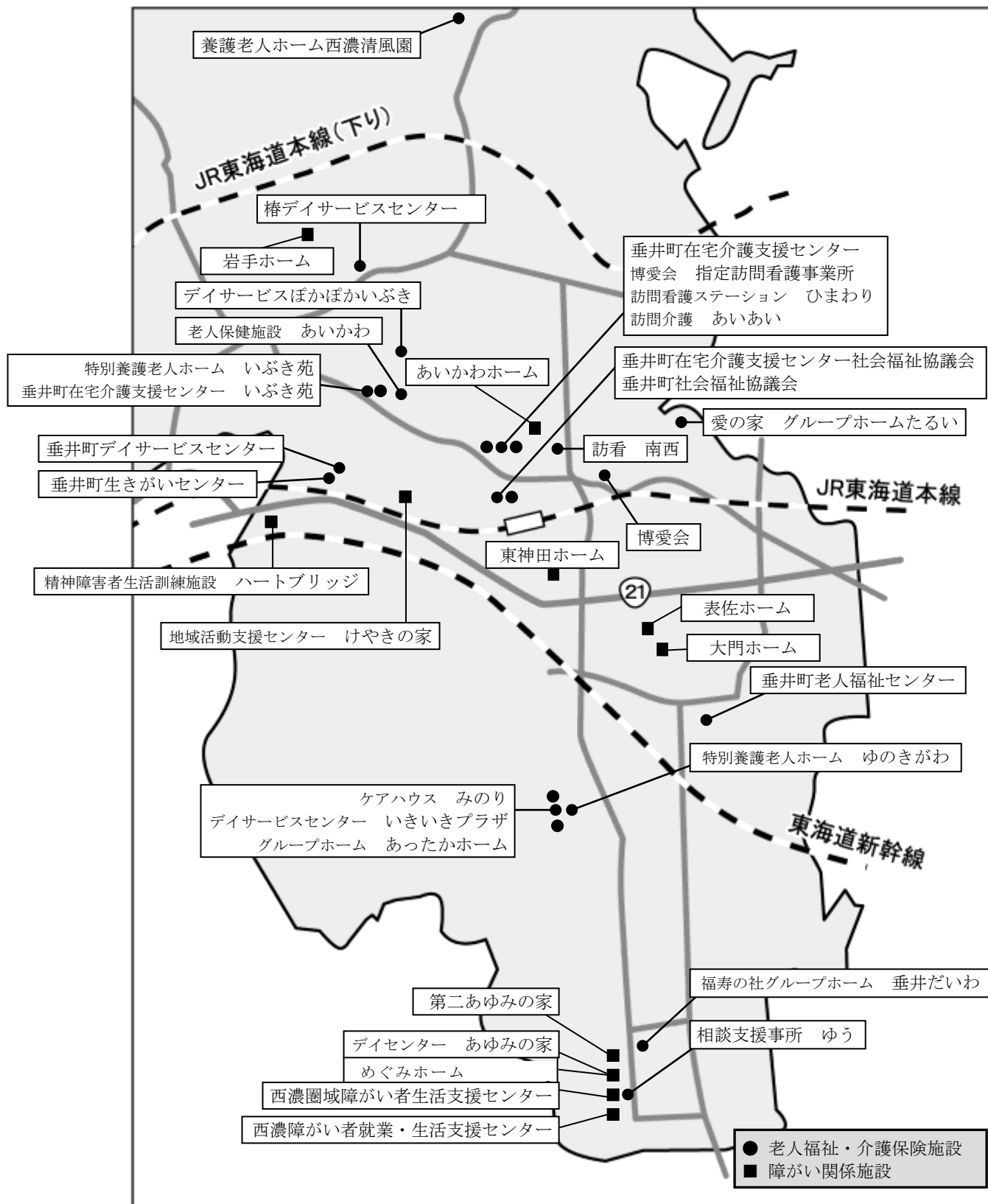
高齢者福祉関係	障がい者福祉関係	児童福祉関係
特別養護老人ホームいぶき苑	第二あゆみの家	保育園(7か所)
特別養護老人ホーム ゆのきがわ	地域活動支援センター けやきの家	子育て支援センター(2か所)
老人保健施設あいかわ	精神障害者生活機能訓練施設 ハートブリッジ	こども園(1か所)
養護老人ホーム西濃清風園	デイセンターあゆみの家	留守家庭教室(5か所)
ケアハウスみのり		いずみの園
垂井町デイサービスセンター		
垂井町生きがいセンター		
垂井町老人福祉センター		
椿デイサービスセンター		
デイサービスセンター ぽかぽかいぶき		

(注) 平成25年4月1日現在

(6) 地域資源

サービス提供事業所、子育て支援施設など、地域には様々な資源があります。

図表 町内の主な老人福祉・介護保険・障がい関係施設



図表 町内の主な子育て支援施設



## 6. 地域の活動団体・当事者団体

### (1) 子ども会

平成25年4月1日現在、104の子ども会があり、会員数は2,761人となっています。

図表 子ども会の推移

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
単位子ども会数	112	105	105	105	105	104
会員数(人)	2,739	2,722	2,727	2,718	2,551	2,761

(注) 各年度4月1日現在

### (2) 老人クラブ

老人クラブは、仲間づくり、趣味の活動、社会奉仕活動などを行っています。平成25年4月1日現在、29の老人クラブがあり、3,851人が加入していますが、会員数、加入率ともに低下傾向にあり、加入率は平成20年の48.6%から6年間で約8%減少し、平成25年には40.8%となっています。

図表 老人クラブの会員数の推移

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
単位クラブ数	28	28	28	28	28	29
会員数(人)	4,043	3,986	4,002	3,961	3,883	3,851
加入率(%)	48.6	46.1	45.0	43.4	41.7	40.8

(注) 各年度4月1日現在

### (3) 障がい者団体

障がい者の当事者団体として、岐阜県身体障害者福祉協会不破支部垂井町分会があります。会員の自立と社会参加に必要な援護指導や情報収集・提供を行っています。

図表 障がい者団体

団体名	設立年月	人数
岐阜県身体障害者福祉協会不破支部垂井町分会 (垂井町聴覚障害者協会)	昭和34年4月	245人 (8人)
(不破郡視覚障害者協会)		(6人)

(注) 平成25年4月1日現在

## 7. 地域福祉活動（垂井町社会福祉協議会の取り組み）

社会福祉協議会は、地域住民、福祉関係団体・機関、行政等と協働して、地域福祉活動を推進しています。主な活動は次のとおりです。

### （1）児童福祉

#### ①福祉協力校育成援助

福祉教育の推進を目的として、町内の小・中・高等学校を福祉協力校に指定し、活動のための助成金を支給したり、福祉学習に協力しています。各校の活動内容は、垂井町社会福祉大会において展示紹介しています。

#### ②コミュニティママ子育てサポート事業

家庭の事情により一時的に育児ができない場合に、サポート会員による育児サービスを実施しています。垂井町地域子育て支援センター（表佐保育園内）においての短時間の預かり保育等を行っています。

#### ③子育てコンサルタント事業

岩手保育園内の子育てサロン室において、子育てに悩みや不安をもつ母親等に、子育てに関する知識・専門的な技術等を有するコンサルタントによる相談・助言を行っています。子育てサロン室は、乳幼児の遊び場としても利用されており、クリスマス会などの行事も開催しています。

### （2）高齢者福祉

#### ①ひとり暮らし高齢者のつどい

ひとり暮らしの高齢者の交流の場として、年2回程度開催しています。レクリエーションや会食などを実施しています。

#### ②給食サービス

ひとり暮らしの高齢者やねたきり高齢者の介護者に、ボランティアによる手づくりの給食を提供するとともに、利用者の安否確認を行う給食サービスを行っています。給食サービスは年10回程度実施しています。

### (3) ボランティア活動

#### ①手話教室の開催

日常会話程度の手話教室を開催しています。受講後は手話サークルへ入会し、活動される人も多くあります。

#### ②福祉講座の開催

福祉やボランティア活動などに必要な知識や役立つ技術を身につけたり、介護予防に役立つ内容等、多様な内容となっています。

#### ③福祉関係ボランティア連絡会の活動

各福祉ボランティア団体の代表者で連絡会を組織し、団体間の連絡調整、県ボランティア大会への参加、ふれあい垂井ピアへの参加、いきいきサロンの運営などを行っています。

#### ④福祉ボランティア育成事業

各地区福祉推進員、近隣ボランティアを対象に、福祉の現状とボランティア活動についての研修会等を開催しています。

### (4) 小地域福祉活動

#### ①地域福祉見守りネットワーク

自治会、民生委員児童委員、福祉推進員、近隣ボランティア、老人クラブの方等を会員とする「地区ささえあい連絡会」による小地域福祉見守り活動において作成した支えあいマップや見守りパトロールにより、見守り活動を展開しています。

#### ②いきいきふれあいサロンの推進

おおむね65歳以上の方を対象に、ゲームやおしゃべりなどを通じた交流・仲間づくりの場として、また、サロンに参加することで健康を維持し介護予防につなげていくために、各地域で開催しています。

## (5) 共同募金活動

自治会の協力を得て、赤い羽根共同募金と歳末たすけあい募金を実施しています。

### ①赤い羽根共同募金

赤い羽根共同募金は10月1日から11月30日までを期間としています。平成24年の募金額は2,536,717円でした。配分された募金の一部は、ボランティアによるひとり暮らし高齢者、寝たきり介護者等への給食サービス等に役立てています。

### ②歳末たすけあい募金

平成24年の募金額は2,262,413円で、在宅介護者のつどいやいきいきふれあいサロン事業等に役立てています。

## (6) 心配ごと相談事業

福祉会館の相談室において、日常のさまざまな心配ごとに関する相談に対応しています。平成24年度の相談件数は以下のとおりです。

図表 心配ごと相談事業の内容(平成24年度)

単位：件

内容	生計	職業・生業	住宅	家族等	結婚	離婚	医療	人権・法律	年金	財産	事故	児童福祉・保健	教育・青年	母子・父子福祉	老人福祉	苦情	障がい者福祉	その他	合計
件数	15	3	18	25	109	12	5	4	5	45	1	1	0	1	1	14	2	20	281

## 8. 垂井町の概況からの課題

### ■人口構造

○年齢階級別人口で高齢者直前の60～64歳の人口が最も多いのでここ数年は、高齢化が急速に進むと推測されます。

⇒ 働き盛り世代への負担はさらに増加すると予測されます。

○総人口および年少人口は減少傾向にあり、一方では高齢者人口が急速に増加しているため、結果として高齢化が確実に進んでいます。

⇒ 早期の高齢化対策が必要です。

○年少人口比率は僅かな減少にとどまっていますが、高齢化が急速に進んでいるため、相対的に少子化傾向は進みます。

⇒ 少子化対策も早期対応が必要です。

### ■世帯の状況

○世帯規模は年々縮小しており核家族化が進行しています。

⇒ 子育て支援をより充実させることが望まれます。

○高齢者単身世帯および高齢者夫婦世帯の世帯数が大幅に増加しています。また高齢者単身世帯における後期高齢者単身世帯の占める割合が増加しています。

⇒ 見守り・安否確認等の地域活動、高齢者福祉施策のさらなる推進が必要です。

### ■要援護者の状況

○障がい者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者）の数は年々増加しています。

⇒ 権利擁護、要援護者対策等の障害者福祉施策の充実・推進が必要です。

○要支援・要介護認定者は年々増加しています。

⇒ 介護予防事業の推進、介護サービスの充実が必要です。



○生活保護世帯および保護人員は年々増加しており、平成19年からの6年間でともに約2倍に増加しています。

⇒ 生活困窮者支援をより充実する必要があります。

### ■老人クラブ

○高齢者が年々増加しているにもかかわらず、会員数、加入率ともに年々減少しており、ここ6年間（平成20年～平成25年）で加入率は約8%減少しています。

⇒ 自主的な参加組織ですが、地域における基盤的な組織でもあるので、老人クラブ活動の充実、入会促進などの支援を検討し、加入率の確保が必要です。

## 第3章 垂井町の地域特性と課題

### 1. 住民意識調査

#### (1) 調査の概要

##### ■調査の目的

本調査は、平成21年度に策定した「垂井町地域福祉計画」の計画期間の終了に伴う計画の見直しにあたって、地域福祉サービスの実態や意見などの把握を行い、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

##### ■調査の方法

###### ①実施期間

平成24年10月15日～10月29日（調査基準日 平成24年10月1日）

###### ②調査対象者

垂井町在住の20歳以上の町民から無作為に抽出した1,800人

###### ③調査方法

郵送による配布・回収

##### ■配布・回収状況

対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
20歳以上の町民	1,800通	907通	50.4%

##### ■調査の内容

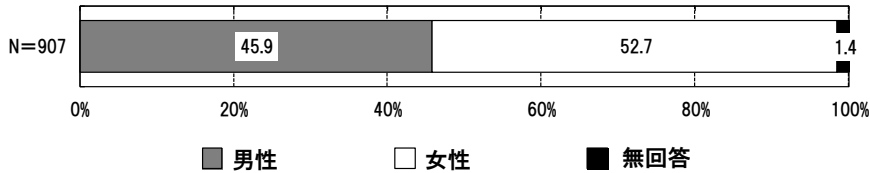
本調査では、以下の内容について質問しました。

- ①回答者自身のことについて
- ②福祉サービス等について
- ③地域活動について
- ④地域の課題について
- ⑤災害時の支援について
- ⑥ボランティア活動について
- ⑦障がいのある方への理解等について
- ⑧地域福祉の推進について
- ⑨社会福祉協議会について

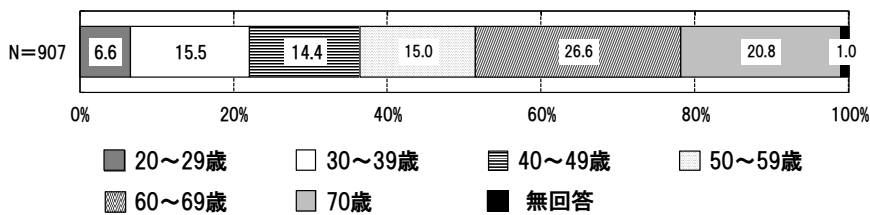
(2) 調査結果の概要

① 回答者自身のことについて

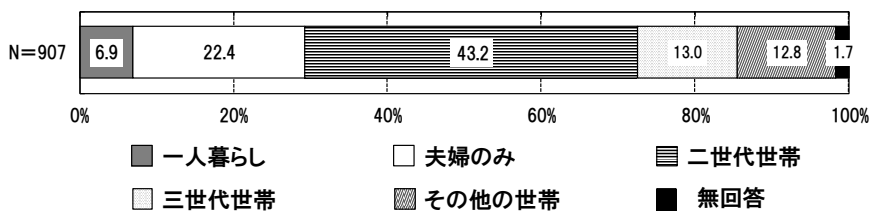
■回答者の性別



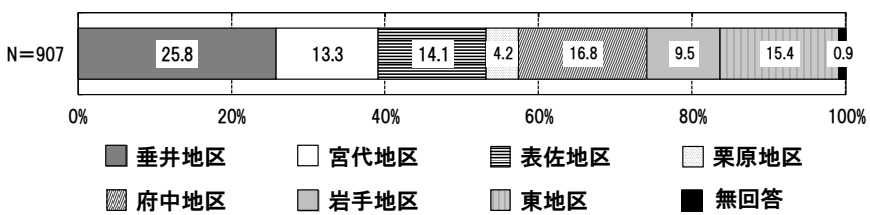
■回答者の年齢



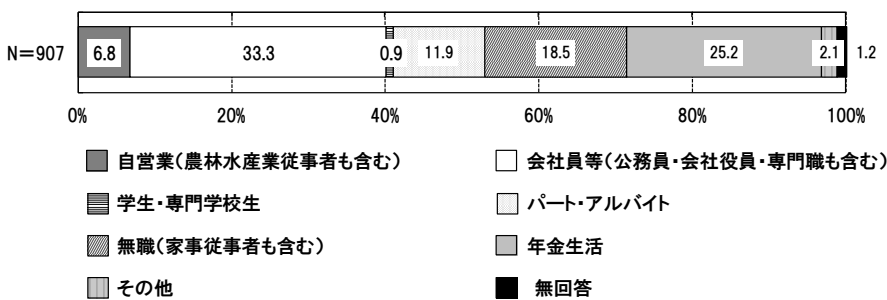
■回答者の家族構成



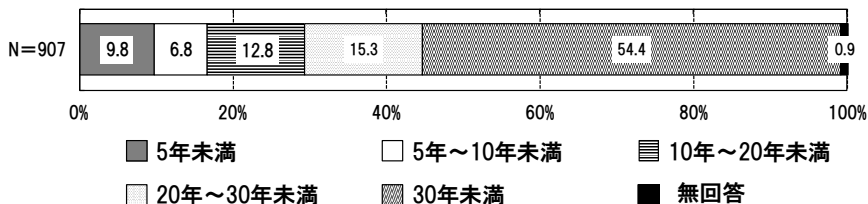
■回答者の居住地



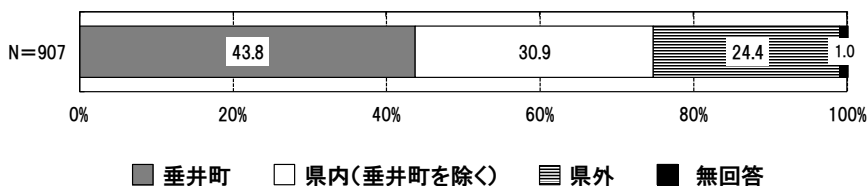
■回答者の職業



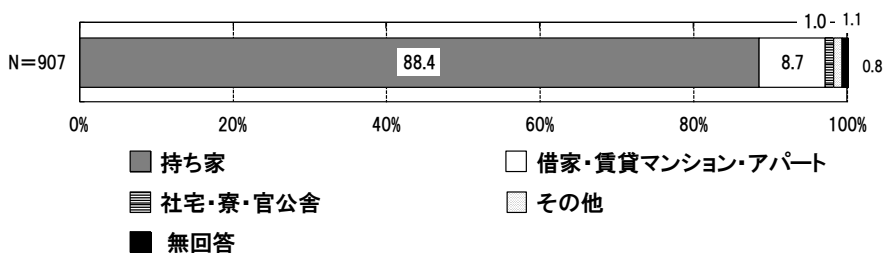
■回答者の居住年数



■回答者の出生地

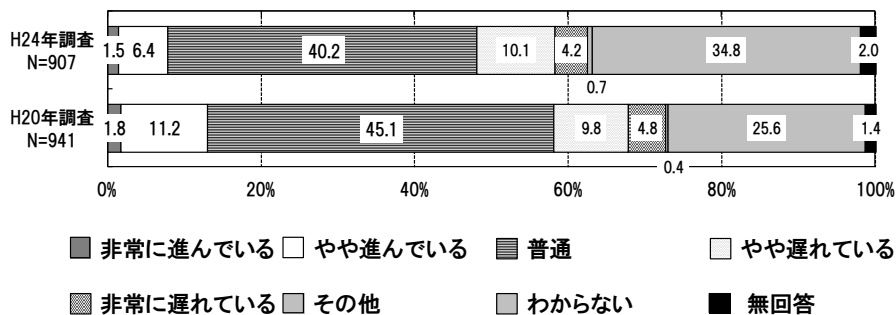


■回答者の住まい



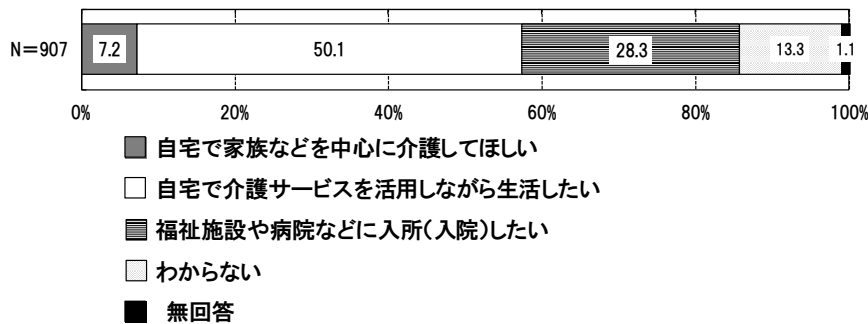
②福祉サービス等について

■垂井町の現在の福祉についてどのように感じているか



垂井町の現在の福祉について、“進んでいると感じる人”の割合が7.9%と、平成20年の調査と比較すると、“進んでいると感じる人”の割合は減少しています。一方、「わからない」の割合が34.8%となっています。

■介護を必要とする状態になったとき、どのような介護を望むか



介護を必要とする状態になったときの希望は、「自宅に家族を中心に介護してほしい」の割合が7.2%、「自宅で介護サービスを活用しながら生活したい」の割合が50.1%と自宅での生活を希望する人が約6割となっています。

■福祉サービスに関する情報の入手手段（複数回答）



区分	有効回答数(件)	広報たるい	社会福祉協議会の「社協だより」	役場の窓口	社会福祉協議会の窓口	学校	地域包括支援センター	保健センター	自治会の回覧板	民生委員児童委員	福祉推進員
20～29 歳	60	33.3	8.3	6.7	5.0	1.7	3.3	6.7	8.3	—	1.7
30～39 歳	141	56.7	12.8	12.1	2.1	4.3	1.4	5.7	5.7	—	—
40～49 歳	131	63.4	19.1	9.9	2.3	1.5	1.5	1.5	13.0	1.5	1.5
50～59 歳	136	66.2	22.1	16.2	5.1	0.7	4.4	3.7	16.2	3.7	0.7
60～69 歳	241	65.6	38.2	12.9	6.6	—	2.5	5.0	22.8	4.1	2.1
70 歳以上	189	66.1	42.3	11.1	7.4	—	4.2	6.3	30.7	7.4	2.6

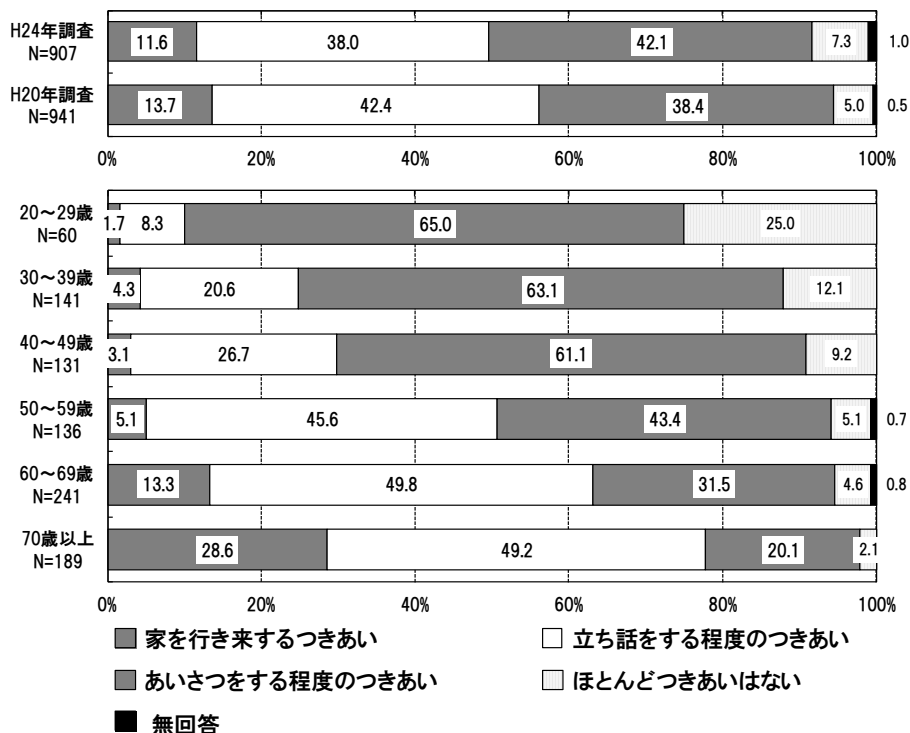
区分	身障・知的障がい者相談員	自治会長	医師	保育園(子育て支援センター含む)・幼稚園	友人・知人	ケーブルテレビ	インターネット	その他	どこで入手すればよいかわからない	無回答
20～29 歳	—	—	1.7	5.0	6.7	1.7	16.7	10.0	33.3	1.7
30～39 歳	1.4	—	1.4	12.8	16.3	2.8	21.3	2.1	25.5	1.4
40～49 歳	0.8	0.8	3.8	2.3	14.5	1.5	10.7	2.3	13.7	1.5
50～59 歳	1.5	1.5	5.1	0.7	20.6	0.7	10.3	2.2	12.5	—
60～69 歳	1.2	1.2	2.5	1.2	18.3	0.8	4.6	2.1	13.3	2.1
70 歳以上	1.1	2.1	9.5	0.5	18.5	2.6	1.6	1.6	4.8	1.6

福祉サービスに関する情報の入手手段は、「広報たるい」の割合が61.6%と最も高く、次いで「社会福祉協議会の「社協だより」」の割合が27.8%、「自治会の回覧板」の割合が18.3%となっています。一方、「どこで入手すればよいかわからない」の割合が14.6%となっています。

年代別で見ると、20歳代、30歳代では「どこで入手すればよいかわからない」の割合が高くなっています。

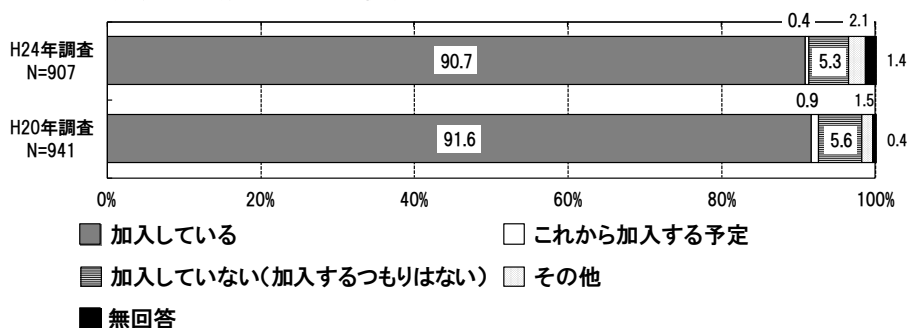
### ③地域活動について

#### ■ふだん近所の人とどの程度のつきあいをしているか



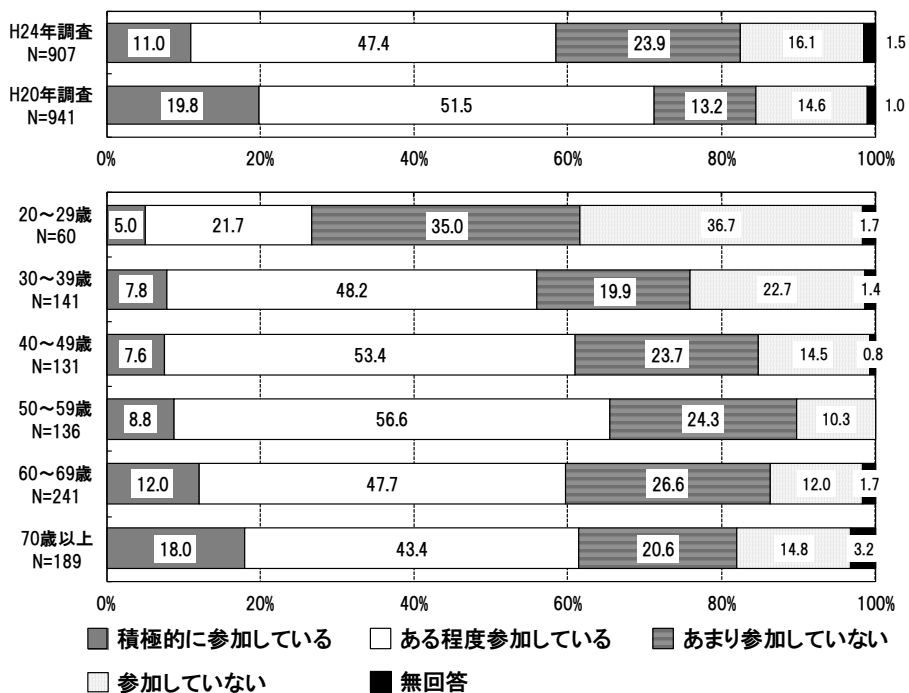
近所づきあいについては、「あいさつをする程度のつきあい」の割合が42.1%と最も高く、次いで「立ち話をする程度のつきあい」の割合が38.0%、「家を行き来するつきあい」の割合が11.6%となっています。平成20年の調査と比較すると、「家を行き来するつきあい」「立ち話をする程度のつきあい」の割合が減少しています。年代別でみると、年齢が低くなるにつれ、「家を行き来するつきあい」「立ち話をする程度のつきあい」の割合が低くなる傾向がみられます。

#### ■自治会（町内会）への加入状況



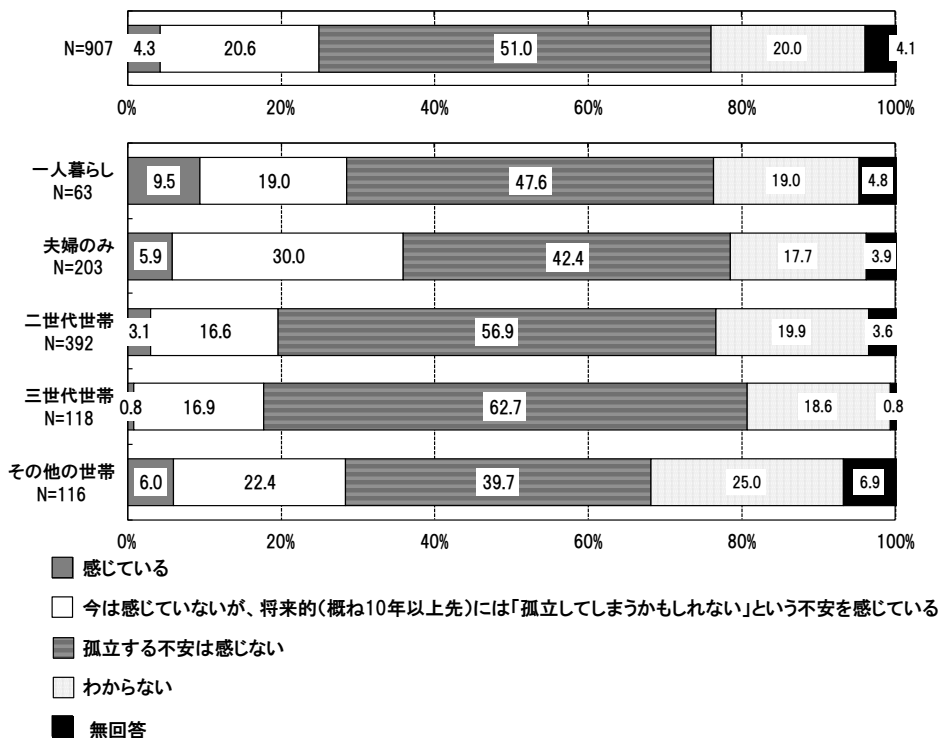
「加入している」の割合が90.7%、「これから加入する予定」の割合が0.4%、「加入していない（加入するつもりはない）」の割合が5.3%となっています。平成20年の調査と比較すると、自治会への加入状況に大きな変化は見られません。

■地域の活動や行事にどの程度参加しているか



地域の活動や行事の参加状況は、「積極的に参加している」と「ある程度参加している」を合わせた“参加している人”の割合が58.4%と、平成20年の調査と比較すると、“参加している人”の割合が減少しています。  
 年代別でみると、20歳代では“参加している人”の割合が特に低くなっています。

■現在、「孤立している」と感じているか

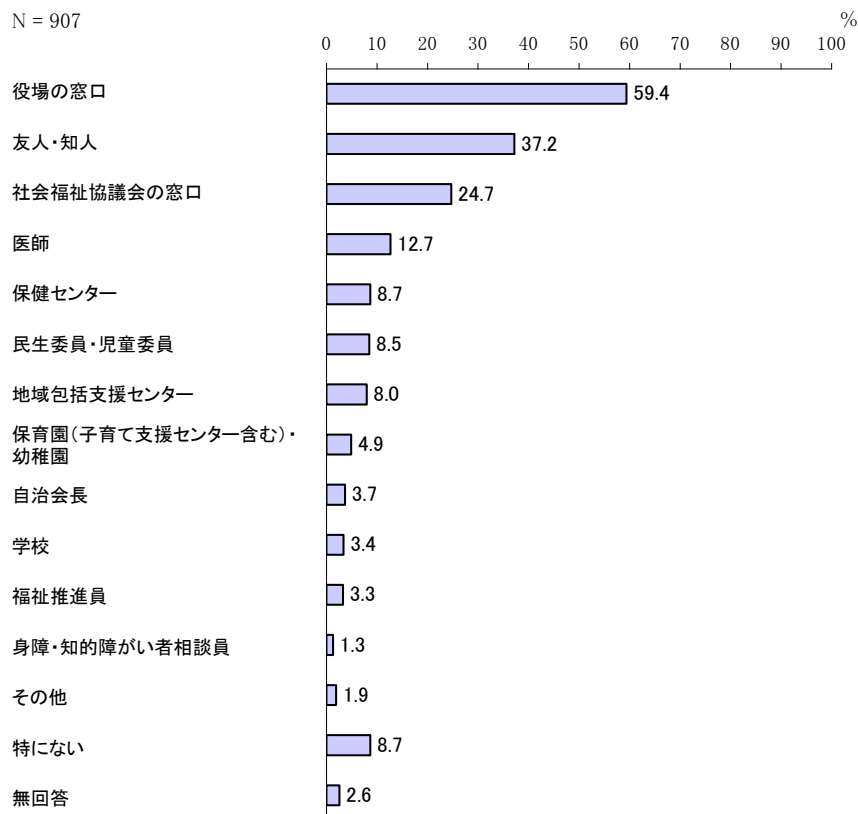




孤立感について、「今は感じていないが、将来的には「孤立してしまうかもしれない」という不安を感じている」の割合が20.6%、「感じている」の割合が4.3%となっています。

一人暮らし世帯では、「感じている」の割合が9.5%となっています。

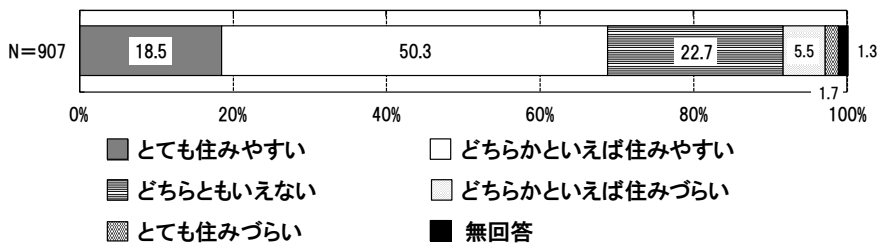
■介護、子育て、生活支援の問題で困った場合の相談先（複数回答）



介護、子育て、生活支援の問題で困った場合の相談先は、「役場の窓口」の割合が59.4%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が37.2%、「社会福祉協議会の窓口」の割合が24.7%となっています。

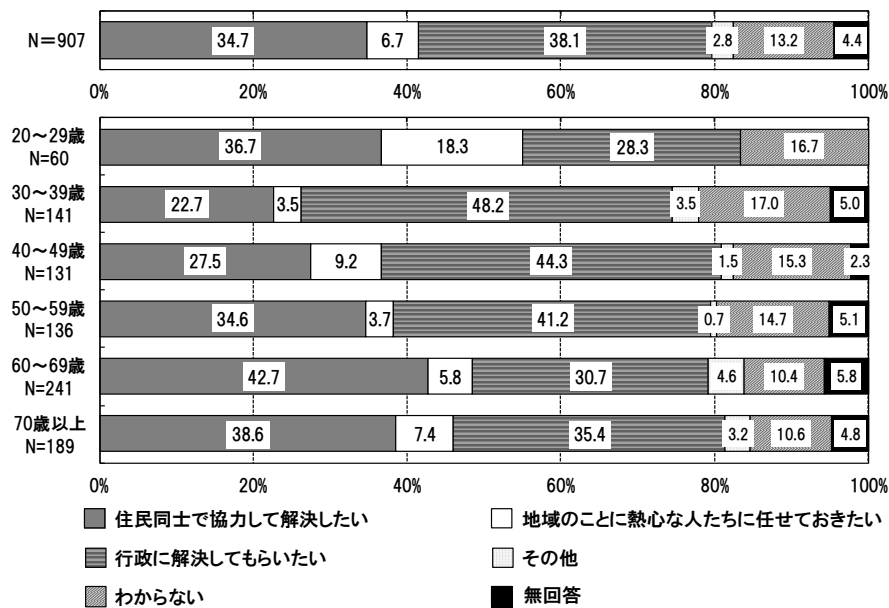
④地域の課題について

■住んでいる地域（小学校区として）は住みやすいと思うか



「とても住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合わせた“住みやすいと思う人”の割合が68.8%、「とても住みづらい」と「どちらかといえば住みづらい」を合わせた“住みづらいと思う人”の割合が7.2%となっています。

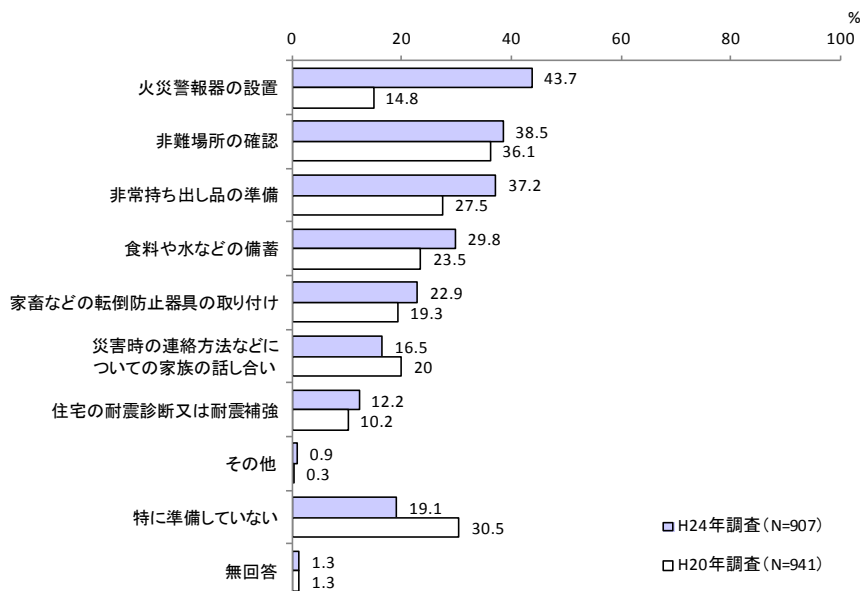
■地域で困っていることや問題になっていることの解決方法について



「行政に解決してもらいたい」の割合が38.1%と最も高く、次いで「住民同士で協力して解決したい」の割合が34.7%、「地域のことに関心な人たちに任せておきたい」の割合が6.7%となっています。  
 年代別で見ると、20歳代では「地域のことに関心な人たちに任せておきたい」の割合が、30歳代から50歳代では「行政に解決してもらいたい」の割合が高くなっています。また、20歳代、50歳以上では「住民同士で協力して解決したい」の割合が高くなっています。

⑤災害時の支援について

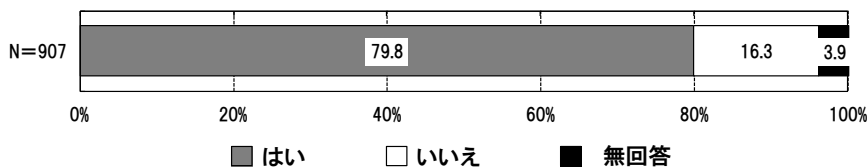
■家では、地震などに対してどのような備えをしているか（複数回答）



区分	有効回答数(件)	補強 住宅の耐震診断又は耐震	家具などの転倒防止器具の 取り付け	非常持ち出し品の準備	食料や水などの備蓄	避難場所の確認	災害時の連絡方法などについて の家族の話し合い	火災警報器の設置	その他	特に準備していない	無回答
一人暮らし	63	7.9	7.9	33.3	17.5	30.2	4.8	36.5	3.2	30.2	1.6
夫婦のみ	203	12.3	22.2	39.4	25.1	35.5	14.8	42.4	0.5	21.7	1.5
二世帯世帯	392	15.1	23.7	37.8	33.4	40.3	19.6	44.9	0.8	18.1	0.8
三世帯世帯	118	10.2	24.6	34.7	35.6	40.7	16.9	47.5	0.8	11.9	2.5
その他の世帯	116	6.9	28.4	35.3	25.9	42.2	14.7	44.0	0.9	21.6	1.7

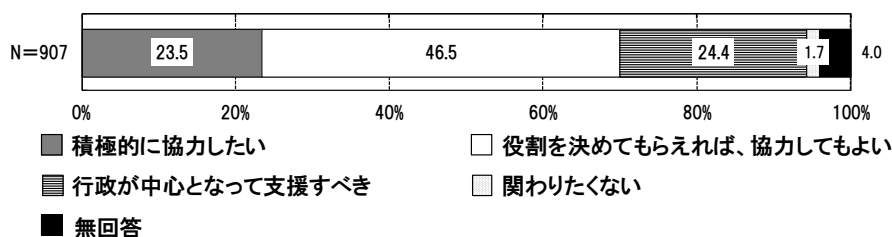
地震などに対する備えとして、「特に準備していない」の割合は19.1%となっており、平成20年の調査と比較すると、「特に準備していない」人の割合は減少しています。家族構成別でみると、ひとり暮らしでは「特に準備していない」の割合が高くなっています。

■災害時要援護者台帳に登録したいと思うか



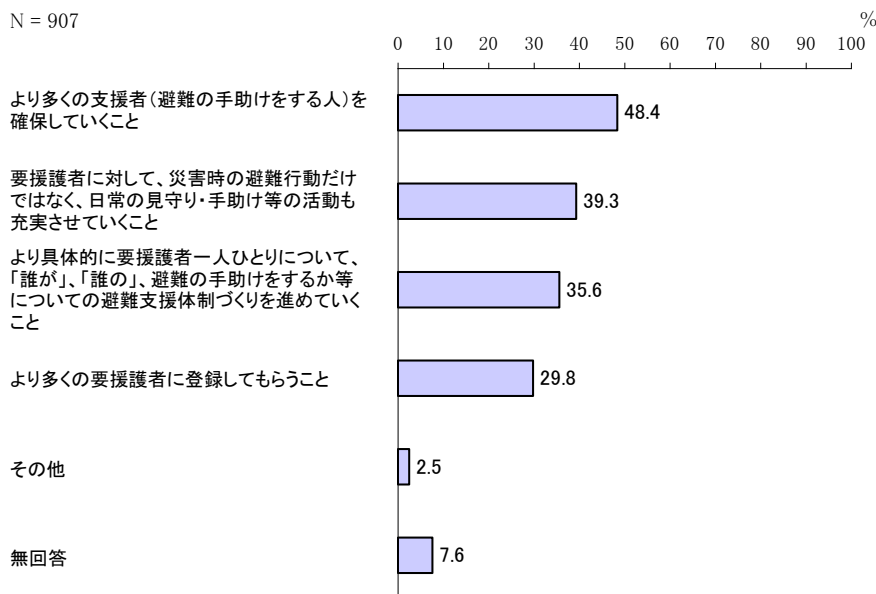
災害時要援護者台帳に登録したいと思う人の割合は 79.8%となっています。

■避難時の声かけや日常の見守りなどの災害時要援護者の支援について



災害時要援護者の支援に関して、「役割を決めてもらえれば、協力してもよい」の割合が 46.5%と最も高く、次いで「行政が中心となって支援すべき」の割合が 24.4%、「積極的に協力したい」の割合が 23.5%となっています。

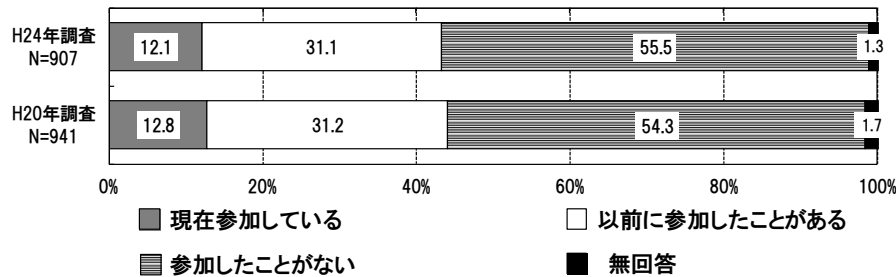
■災害時要援護者台帳の今後の活用にあたって、地域で取り組むべきこと（複数回答）



「より多くの支援者(避難の手助けをする人)を確保していくこと」の割合が 48.4%と最も高く、次いで「要援護者に対して、災害時の避難行動だけではなく、日常の見守り・手助け等の活動も充実させていくこと」の割合が 39.3%、「より具体的に要援護者一人ひとりについて、「誰が」、「誰の」、避難の手助けをするか等についての避難支援体制づくりを進めていくこと」の割合が 35.6%となっています。

## ⑥ボランティア活動について

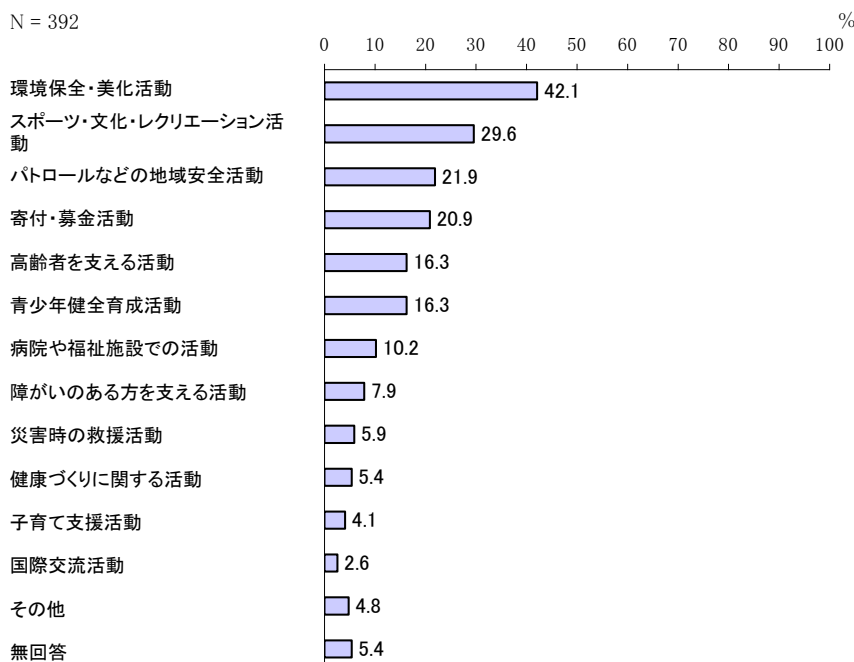
### ■ ボランティア活動に参加したことがあるか



ボランティア活動の参加経験は、「参加したことがない」の割合が55.5%と最も高く、次いで「以前に参加したことがある」の割合が31.1%、「現在参加している」の割合が12.1%となっています。

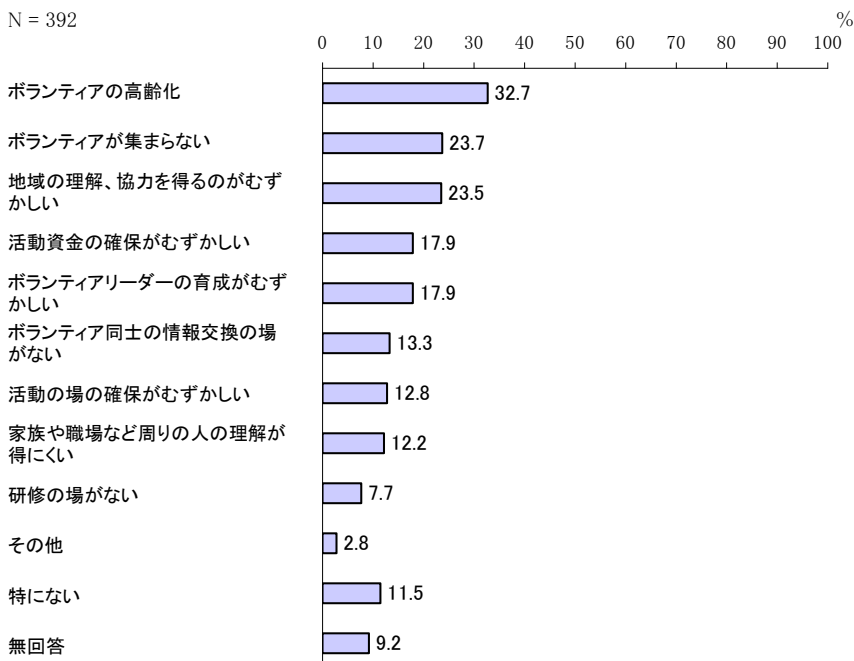
また、平成20年の調査と比較すると、ボランティア活動の参加状況に大きな変化は見られません。

### ■ どんない活動や行事に参加しているか（複数回答）



参加している（していた）活動は、「環境保全・美化活動」の割合が42.1%と最も高く、次いで「スポーツ・文化・レクリエーション活動」の割合が29.6%、「パトロールなどの地域安全活動」の割合が21.9%となっています。

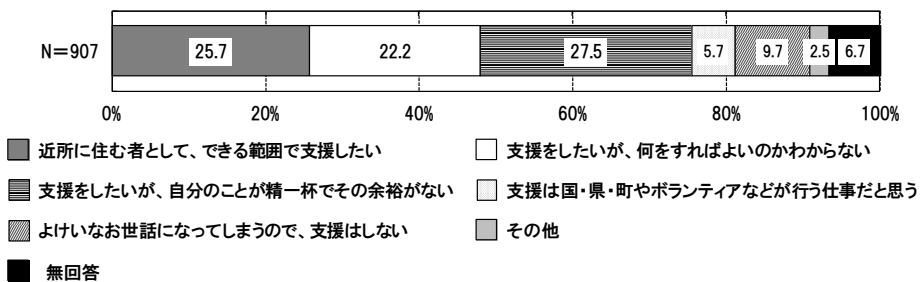
■活動や行事を継続、充実するにあたっての問題点（複数回答）



活動や行事を継続、充実するにあたっての問題点は、「ボランティアの高齢化」の割合が 32.7%と最も高く、次いで「ボランティアが集まらない」の割合が 23.7%、「地域の理解、協力を得るのがむずかしい」の割合が 23.5%となっています。

⑦障がいのある方への理解等について

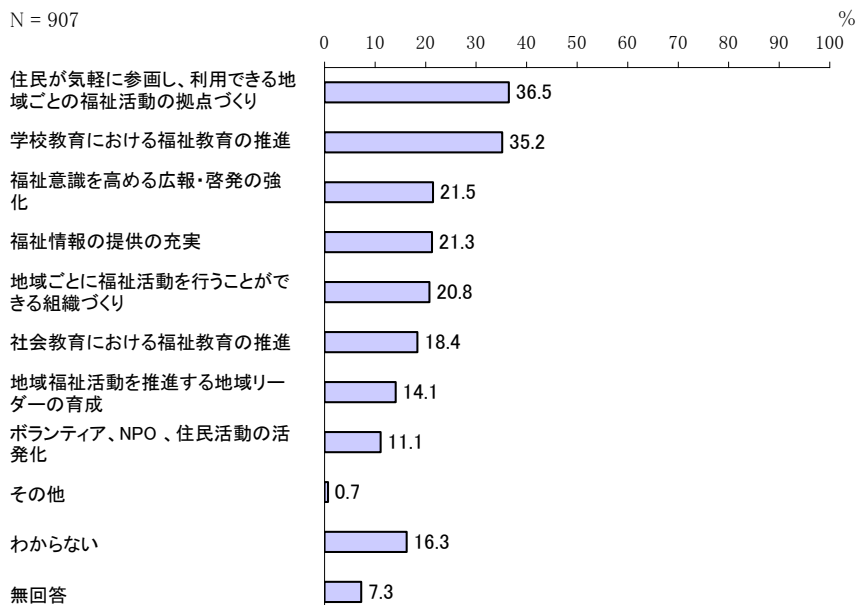
■障がいのある人やその家族に対する日常的な支援についての考え



障がいのある人やその家族に対する日常的な支援の考えは、「支援をしたいが、自分のことが精一杯でその余裕がない」の割合が 27.5%と最も高く、次いで「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」の割合が 25.7%、「支援をしたいが、何をすればよいのかわからない」の割合が 22.2%となっています。

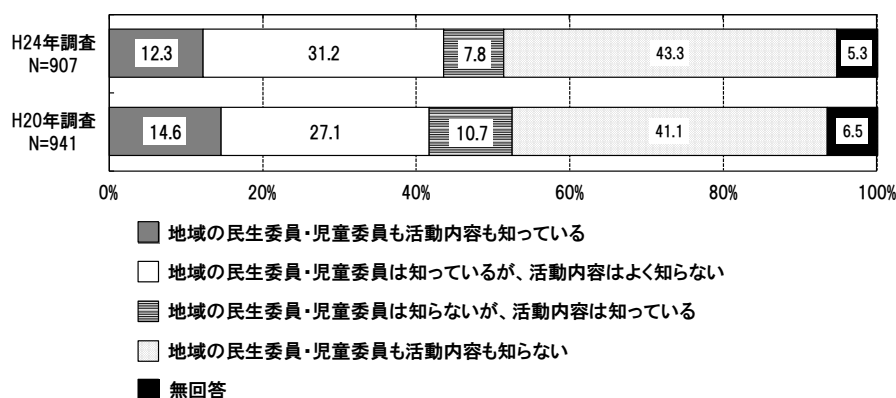
### ③地域福祉の推進について

#### ■地域福祉を推進するために何が重要だと思うか（複数回答）



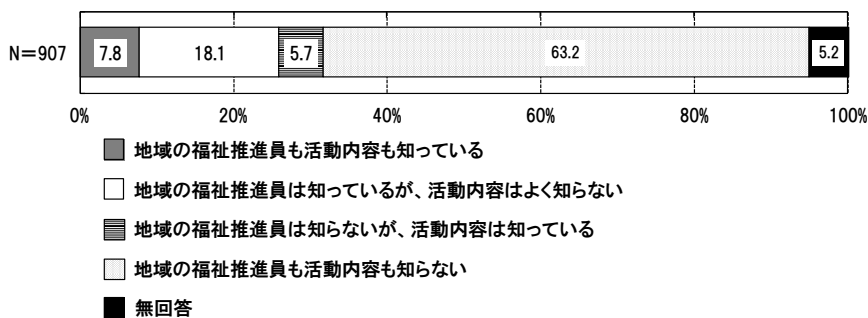
地域福祉を推進するために必要なことは、「住民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」に次いで「学校教育における福祉教育の推進」の割合が35.2%、「福祉意識を高める広報・啓発の強化」の割合が21.5%と高くなっています。

#### ■地域の民生委員・児童委員の認知状況



地域の民生委員・児童委員の認知状況は、「地域の民生委員・児童委員も活動内容も知らない」の割合が43.3%と最も高く、次いで「地域の民生委員・児童委員は知っているが、活動内容はよく知らない」の割合が31.2%、「地域の民生委員・児童委員も活動内容も知っている」の割合が12.3%となっています。平成20年の調査と比較すると、民生委員・児童委員の認知状況に大きな変化は見られません。

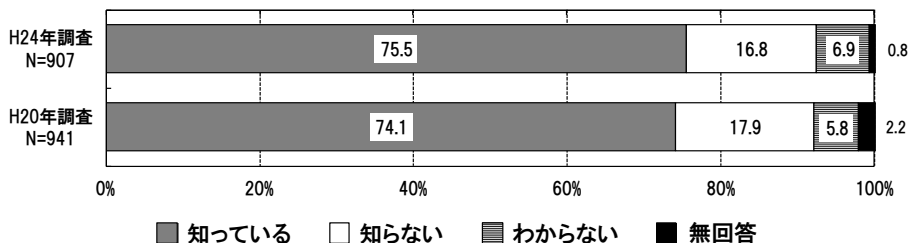
■ 地域の福祉推進員の認知状況



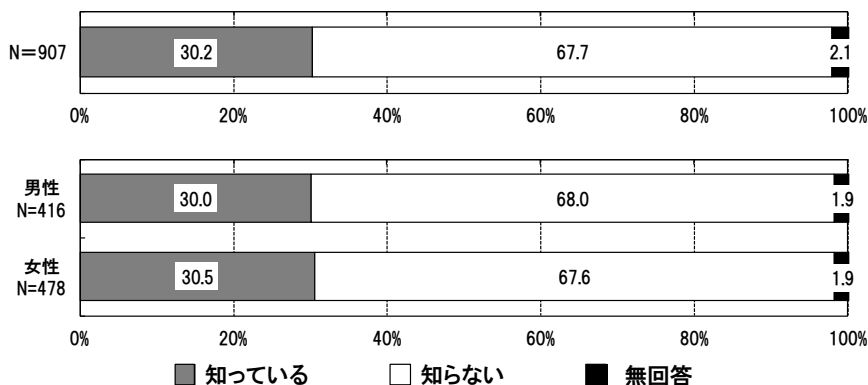
地域の福祉推進員の認知状況は、「地域の福祉推進員も活動内容も知らない」の割合が63.2%と最も高く、次いで「地域の福祉推進員は知っているが、活動内容はよく知らない」の割合が18.1%、「地域の福祉推進員も活動内容も知っている」の割合が7.8%となっています。

◎ 社会福祉協議会について

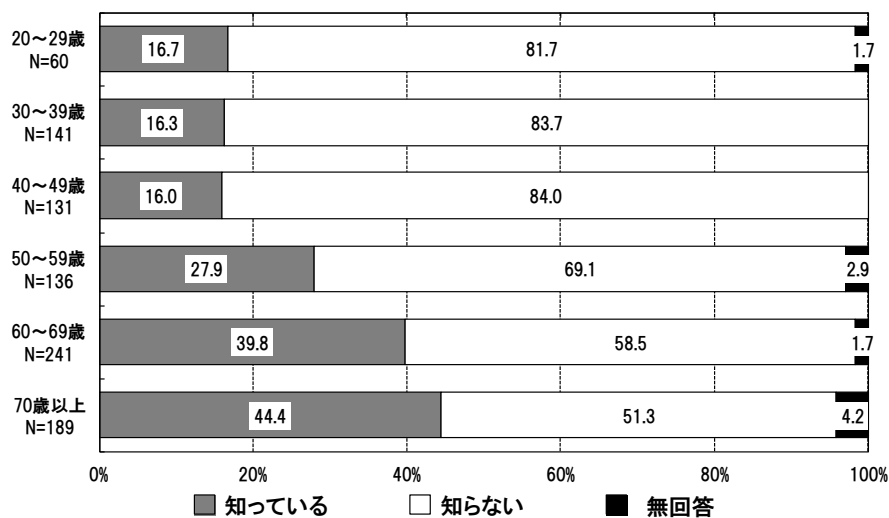
■ 社会福祉協議会の認知度



■ 社会福祉協議会の事業内容







社会福祉協議会の認知度及び事業内容に関する認知度は、年齢層によって、やや偏りがありました。

認知度全般では、平成20年に比較してわずかですが、平成24年には増加しています。一方では、事業内容になると割合が少なくなり、「知っている」の割合が30.2%、「知らない」の割合が67.7%となっています。性別で見ると、大きな差異は見られませんが、年代別で見ると、50歳以上では「知っている」の割合が高くなっていますが、49歳以下で8割を超える人たちが事業内容を知らないと答えています。

## 2. 住民懇談会の意見

ここでは、本計画の策定に先だって、本町の7つの地区で行われた住民懇談会において、住民から出された意見を第一期垂井町地域福祉計画の基本目標ごとにまとめました。

### (1) ささえあいの人づくり

#### ■ ボランティア活動の担い手の不足などに関する意見

○ ボランティア活動の参加人数が少ない。60歳代の人にも仕事に就かれることが多く、ボランティア参加者の高齢化が進んでいる

○ ボランティア活動の内容を知らない方が多く、PRも必要

#### ■ 地域活動の担い手の不足などに関する意見

○ 地域活動の担い手が不足している

例えば、PTA役員、消防団の団員、おやじの会のメンバー等様々な活動で不足

#### ■ 障がいのある人への理解に関する意見

○ 子どもが、障がい者に出会った場合、対応の仕方がわからず、戸惑っている。健常者と同様な接し方や簡単な介助の手助けなどできるように教育していくことが必要

### (2) ささえあいのしくみづくり

#### ■ 地域組織の活動者や活動内容の周知に関する意見

○ 地区に色々な役割や各団体の方の名簿があると連携しやすい

○ 各種委員等の活動内容や仕事の手順等（近隣ボランティア、福祉推進員等）がよくわからないので、活動内容や手順書などがあると参加しやすい

#### ■ 集まりの少なさや活動メンバーの固定化に関する意見

○ 民生委員やささえあい連絡会の集まりが少ない

○ 出席者は同じメンバーの場合が多く、固定化しつつあり、新規活動参加者の確保が必要

■地域組織の運営に関する意見

○他地区と同じ役員人数を求められ、同じメンバーによる兼務の場合が多い

■団体同士の連携や情報の共有に関する意見

○社協との連携が少なく、相互の情報交換が必要

■ひとり暮らし高齢者の情報の共有不足に関する意見

○高齢者のひとり暮らしが増加しており、ひとり暮らしの方の情報整備と緊急時における支援体制の整備が必要

■相談活動における情報の共有不足に関する意見

○福祉・障がい者相談において、障がい者の情報共有がないため十分な相談活動ができない

### (3) ささえあいの場づくり

■子ども同士やその親の交流の場の不足に関する意見

○少子化の影響で、子どもが少なく、スポーツ少年団が成り立たない

○未就園児を持つ母親の交流場所が無い

■地域の交流の場の不足に関する意見

○世代間の交流の場が少ない

○地域活動や交流の場所があまりない

■高齢者の交流の場に関する意見

○高齢者の方も含め孤立・孤独感を感じている

○生き生きサロンの出席率が少ない

■地域行事への参加者の減少に関する意見

○地域行事に役員以外の一般の方が参加していない

#### (4) 安全・安心のまちづくり

■防災や地域の危険箇所に関する情報不足についての意見

- 事件、事故発生時の連絡先が十分認知されていない
- 災害時や平常時の危険な箇所情報を把握していない人が多い

■安全・安心な地域の環境整備に関する意見

- 街灯が少ない
- 道幅が狭い地域なので車いすや手押し車の高齢者が安心して歩く環境を望みたい

■地域での見守り体制に関する意見

- 災害時の協力者や平常時の見回り隊の整備が必要
- 各自治会での防災訓練等、活動の場を持ち、地域の連携を作っていきたい

#### (5) 福祉サービスの基盤づくり

■移動手段の不足やそれに伴う生活の不便さに関する意見

- 巡回バスが回っていますが、時間帯や経路に不便さがあるため利用者が少ない
- 高齢になると車の運転が心配なので高齢者世帯への日常生活支援の整備が必要
  - ・買い物に行くための小型乗り物（タクシー、オンデマンドバス）
  - ・頻度の多い病院へのアクセス手段
  - ・ひとり暮らしの高齢者の買い物ボランティア

■除雪に関する意見

- 歩道が除雪の対象外になっているため、雪が降ると（子ども登校下校時）通れない

■福祉サービスの情報不足に関する意見

- 福祉サービスの内容がわからないために、活用できない方がいる

■相談先の周知不足に関する意見

○悩み事に対する相談窓口がわからない

○生活に困った時、どこに相談したらいいのかわからない

■障がいや子育て支援などの福祉サービスの充実に関する意見

○発達障がい通級を中学校でも続けていけるようにしてほしい

○障がいのある子への適切な教育環境が必要

○託児サービス充実（誰もが受けやすい環境整備）

### 3. 策定委員ヒアリング結果

#### (1) ささえあいの人づくり

##### ◆地域で問題となっていること、今後の課題

###### 【福祉に対する意識】

- 杖をついた人がいても手を貸そうとしない。
- 障がい者が地域で暮らすことに対する住民の理解不足。
- 社会福祉協議会に対する理解も十分でない。周知、PRが必要。

###### 【活動の担い手】

- ボランティアの育成が必要。
- ボランティアが高齢化しており、数年後には担い手が減っていく。後継者づくりが急務。若い人をどう取り込んでいくかが重要な課題。

##### ◆地域の問題・課題に対して、今後の必要な取り組みや住民が担うべき役割

- 住民に対する障がい理解の促進。障がいのある人たちが地域で生活するのは当たり前であるという意識形成が必要。
- 職場体験などを通じて、福祉に対する理解や興味を深めてもらえばよい。それぞれの年代で福祉に触れる機会が必要。

#### (2) ささえあいのしくみづくり

##### ◆地域で問題となっていること、今後の課題

###### 【地域組織・団体への参加】

- 身体障害者福祉協会に障がい者の若い加入者が少ない。
- アパートの住人は自治会に加入しない人が多い。

###### 【要援護者の把握・見守り】

- 要援護者台帳への記載対象がいても、家族が情報公開をしない場合がある。
- 地域で障がい者がどこに住んでいるか把握できない場合がある。
- “孤独死”等に対する対策が必要。

【地域組織・団体間の連携、役割分担】

- 子ども会、老人クラブの各団体間の話し合いの場が欲しい。
- 福祉推進員、近隣ボランティアが円滑に機能していない。
- 様々な団体（まちづくり協議会、ささえあい連絡会など）があるが、どのような領域をどの団体が担うのか、その役割分担などについて協議が必要。
- ささえあい連絡会の活動に地域差がある。

◆地域の問題・課題に対して、今後の必要な取り組みや住民が担うべき役割

- 各地区の自治会長、民生委員児童委員、ささえあい連絡会、老人クラブ、福祉推進員、その他委員の顔合わせ会を設けてはどうか。
- 要援護者の名簿を自治会関係者に確実に伝えてほしい。
- それぞれの団体や組織の役割を具体的、明確にしていく必要がある。

(3) ささえあいの場づくり

◆地域で問題となっていること、今後の課題

【地域のつながり】

- 運動会の内容を高齢者が取り組める競技で実施してほしい。
- アパートの住民も巻き込んで活動をしたい。
- 地域のコミュニティのつきあい方が変化してきている。
- 核家族化により子育て世帯で両親共働きが当たり前になってきており、地域の高齢者と子育て世代の接点が必要。
- 核家族化の進展により、近隣には、高齢者の世帯が多くなっている。神社やお寺などに関係する行事などへは参加するものの、地域で集まって何かをするという意識や連帯感が薄れている。

**【集まる場】**

- 公民館は利用しづらい。地域で集う場所をつくっていくことが必要。
- 公園は集まる場として必要。
- 敬老会のような一過性の行事だけでなく、それぞれの地域で高齢者の方々が気軽に集える場の提供と、それを世話する（支える）ボランティアの人材確保が必要。

**◆地域の問題・課題に対して、今後の必要な取り組みや住民が担うべき役割**

- 公民館だけでなく、中央に集まれる場を設ける。
- 障がい者関連団体で交流が固定化しているので、地域に出て行き、他団体と交流が必要。
- 老人クラブで保育園、幼稚園、小学校に訪問して、昔の遊び、お菓子作り、収穫祭などを行う。老人クラブの自主的な取り組みが必要。
- 地域に暮らす住民が、地域の行事やイベントに大いに参加し、互いに顔見知りとなることから始まり、住民同士の繋がりを作っていくことが、地域におけるつながりを作る上で必要。
- 単身者世帯の高齢者や高齢者世帯、日中高齢者世帯への見守り、声かけや、子育て世帯への見守り、声かけなどの取組が必要。

**(4) 安全・安心のまちづくり**

**◆地域で問題となっていること、今後の課題**

- グループホーム、ケアホームの災害時の対策、地域との繋がりが無い。
- 一部の高齢者で、車の乗り降りに大変苦労されている方が、自ら運転されているので交通事故等が心配される。

**◆地域の問題・課題に対して、今後の必要な取り組みや住民が担うべき役割**

- 家族、地域等の方が、運転免許返還等を勧め、高齢者の事故予防が必要。



## (5) 福祉サービスの基盤づくり

### ◆地域で問題となっていること、今後の課題

- 独居の方は情報を知らない。広報だけでは伝わらない。
- 相談窓口の充実や、的確な相談窓口の対応を知らせていくことが必要。
- 日常生活での支援(金銭管理)が必要。
- 障がい者が病院や買い物等、外出のサポートをするのに、NPOなどで安く援助していただける人が必要。
- 高齢者が徒歩で買い物（食料品、日用品等）できる近隣の店舗が少なくなっている。
- 留守家庭、延長保育の時間を延長してほしい。
- 日曜日にも預けられる場所がほしい。
- いろいろな施設で傾聴ボランティアが必要になってきている。

### ◆地域の問題・課題に対して、今後の必要な取り組みや住民が担うべき役割

- 週に何回か、訪問すれば孤独死は防げる。
- 地域の高齢者等のために、定期的に移動販売車で、各地域を巡回してもらえるように、地域住民等が事業者に要請していくことが必要。

## 4. 中学生意識調査

### (1) 調査の概要

#### ■調査の目的

本調査は、平成21年度に策定した「垂井町地域福祉計画」の計画期間の終了に伴う計画の見直しにあたって、これからの垂井町を担っていく中学生から意見を聞き、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

#### ■調査の方法

##### ①実施期間

平成25年6月17日～7月12日（調査基準日 平成25年6月1日）

##### ②調査対象者

垂井町内の全中学3年生を対象とし、中学校内での配布・回収を行いました。

#### ■配布・回収状況

対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
町内の全中学3年生	290通	276通	95.2%

#### ■調査の内容

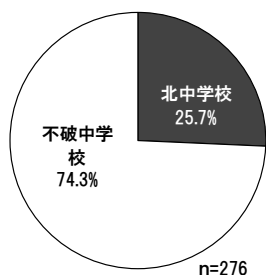
本調査では、以下の内容について質問しました。

- ①回答者自身のことについて
- ②地域福祉への関心について
- ③ボランティア活動について
- ④地域との関わりや地域に対する意識について
- ⑤福祉のまちづくりについて

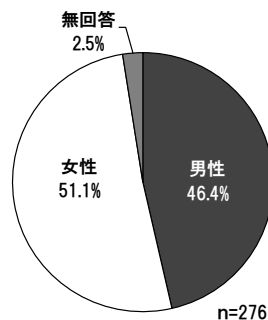
(2) 調査結果の概要

① 回答者自身のことについて

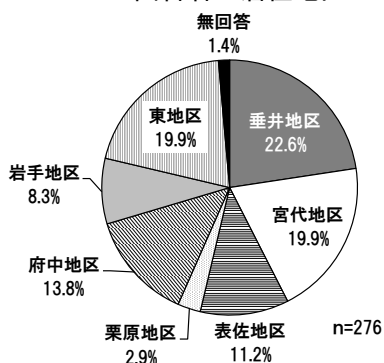
■回答者の中学校



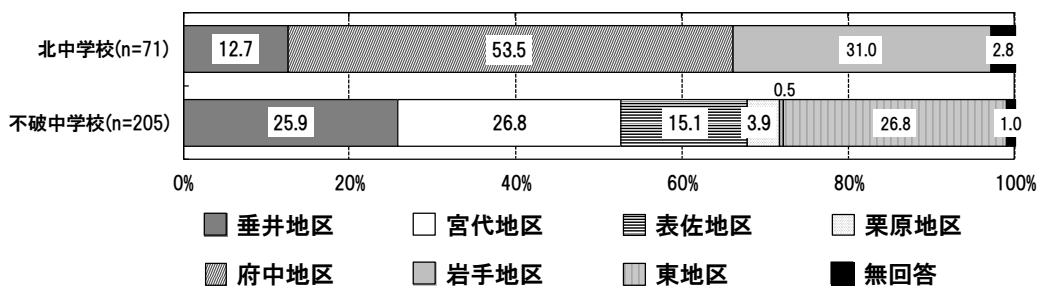
■回答者の性別



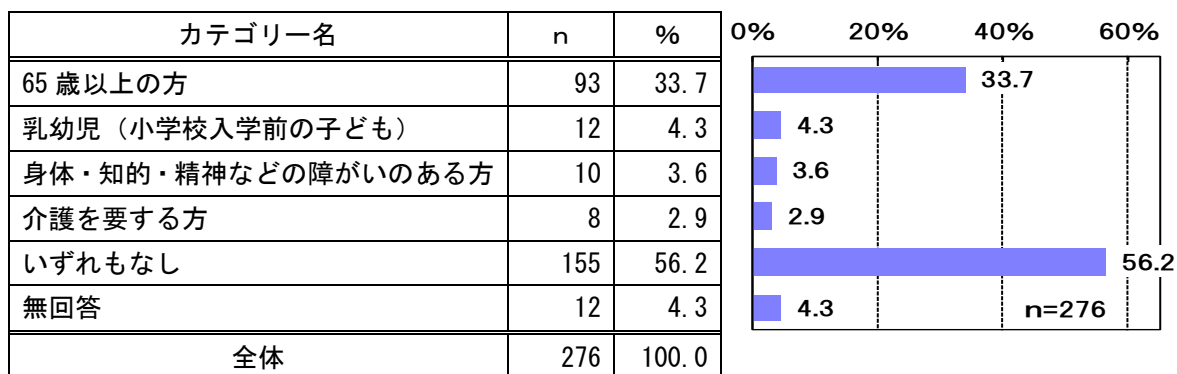
■回答者の居住地区



生徒の居住地区は、北中学校が垂井地区、府中地区、岩手地区となっており、不破中学校が垂井地区、宮代地区、表佐地区、栗原地区、東地区となっています。

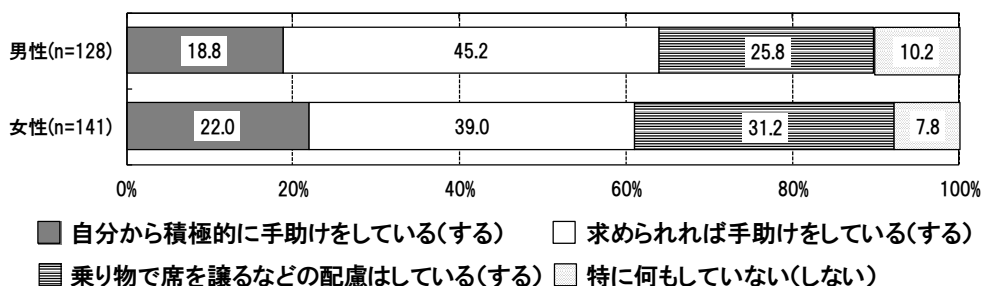


■回答者の同居家族（複数回答）



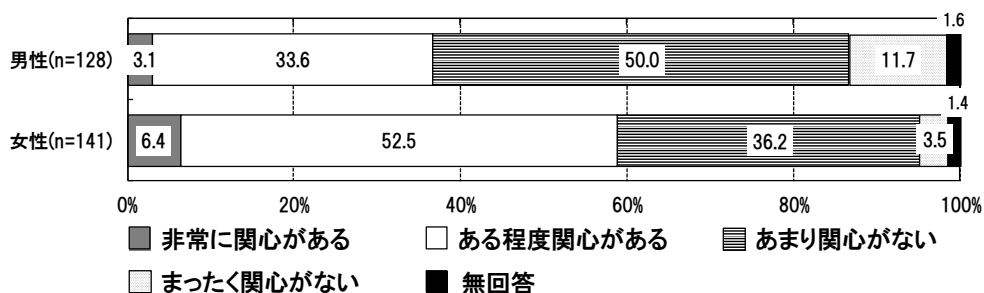
## ②地域福祉への関心について

### ■お年寄りや障がいのある人が困っている場面に出会ったときの手助けについて



「自分から積極的に手助けをしている(する)」、「乗り物で席を譲るなどの配慮はしている(する)」は、いずれも男子生徒よりも女子生徒の割合が多く、女子生徒の方が、やや積極的に手助けしています。

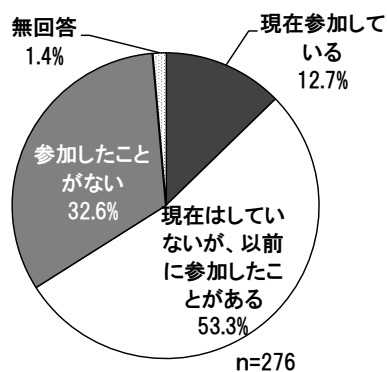
### ■福祉について関心があるか



「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせた割合は、男子生徒が36.7%、女子生徒が58.9%となっており、女子生徒の方が福祉について関心が高くなっています。

## ③ボランティア活動について

### ■福祉に関するボランティア活動に参加したことがあるか



「現在参加している」と「以前に参加したことがある」を合わせた参加経験者の割合は、66.0%、一方「参加したことがない」割合は32.6%となっており、6割以上の生徒が参加経験があり、約3割の生徒が参加経験がありません。

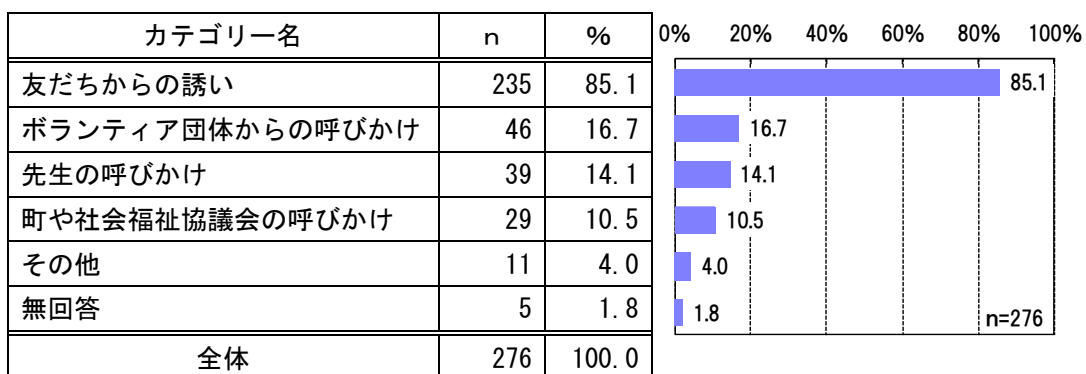
■どんな活動に参加しているか（複数回答）



■興味のある活動（複数回答）



■ボランティア活動に参加しやすくなるきっかけ（複数回答）

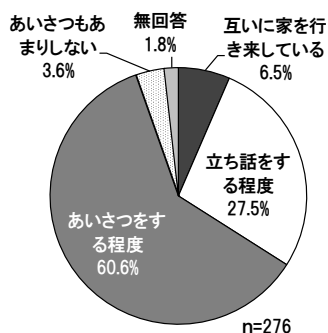


#### ④地域との関わりや地域に対する意識について

##### ■福祉に関することで、日頃、心がけていること（複数回答）



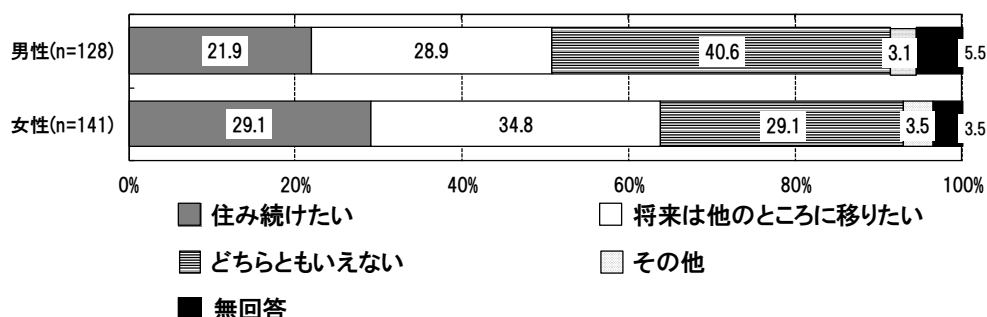
##### ■家では、普段、近所の人との程度のつきあいをしているか



普段の近所づきあいについて、「あいさつをする程度」が約 60.6%と最も多く、次いで「立ち話をする程度」が 27.5%、「互いに家を行き来している」が 6.5%となっています。一般住民の意識調査においても、ほぼ同様な傾向となっています。

#### ⑤福祉のまちづくりについて

##### ■将来も垂井町に住み続けたいか



「住み続けたい」、「将来は他のところに移りたい」のどちらも、男子生徒よりも女子生徒の割合が高くなっています。男子生徒は「どちらともいえない」が 40.6%と最も多くなっています。女子生徒では「将来は他のところに移りたい」が 34.8%と最も多くなっています。

■町を安心して暮らせる福祉のまちにするために取り組むべきこと（複数回答）



上段：回答数（人）、下段：構成比（%）

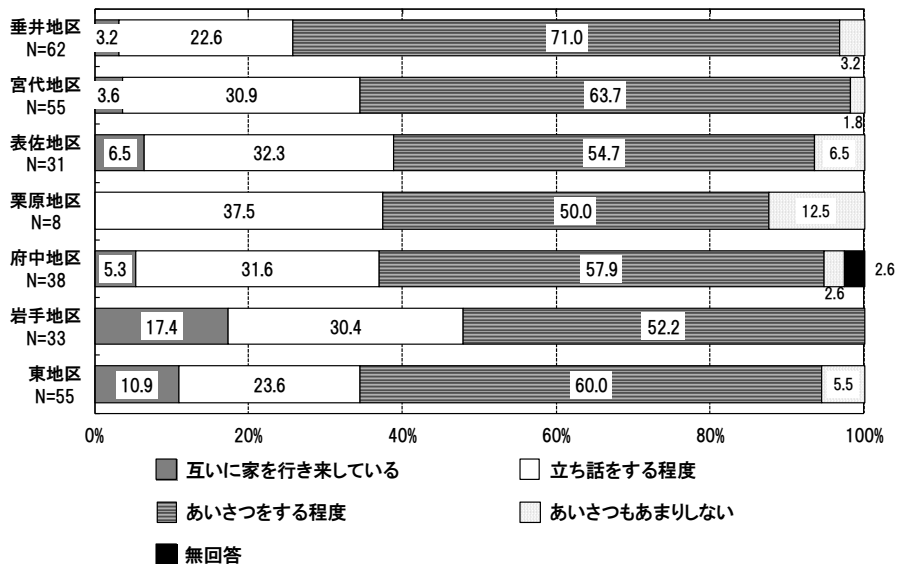
	全体	学校での福祉に関する教育を充実させる	学校以外での福祉に関する教育を充実させる	福祉意識を高める広報・啓発を充実させる	福祉に関する情報の提供を充実させる	地域の人々が気軽に立ち寄ることができる福祉活動の場所を地域につくる	地域ごとに福祉活動を行うことができる組織をつくる	地域の福祉活動を推進する地域のリーダーを育成する	ボランティアやNPO、住民活動を活発にする	その他	わからない	無回答
男性	128 100.0	46 35.9	26 20.3	16 12.5	19 14.8	46 35.9	25 19.5	17 13.3	34 26.6	3 2.3	34 26.6	8 6.3
女性	141 100.0	76 53.9	35 24.8	20 14.2	23 16.3	65 46.1	22 15.6	13 9.2	50 35.5	0 0.0	16 11.3	6 4.3

「学校での福祉に関する教育を充実させる」が男子生徒、女子生徒ともに最も高い割合となっています。特に女子生徒では53.9%と5割以上となっています。男子生徒では、「地域の人々が気軽に立ち寄り、利用できる福祉活動の場所を地域につくる」も同率で最も多くなっています。

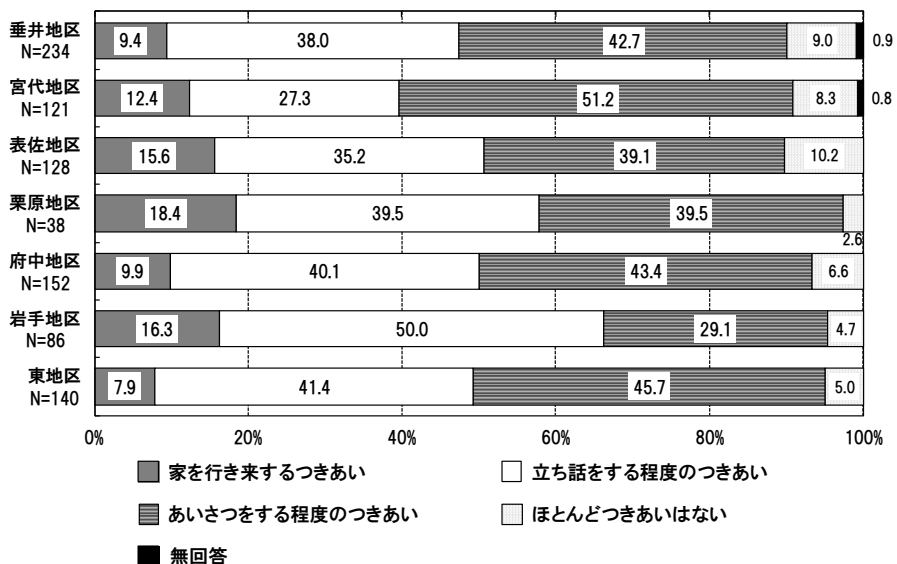
## 5. 中学生と住民の意識調査結果比較

中学生の意識調査結果に関して、前年度実施した住民アンケート結果と今年度実施した中学生調査結果の中から、類似した項目を中心に比較しながら、分析を行いました。

### ■家の近所づきあいの程度（中学生）



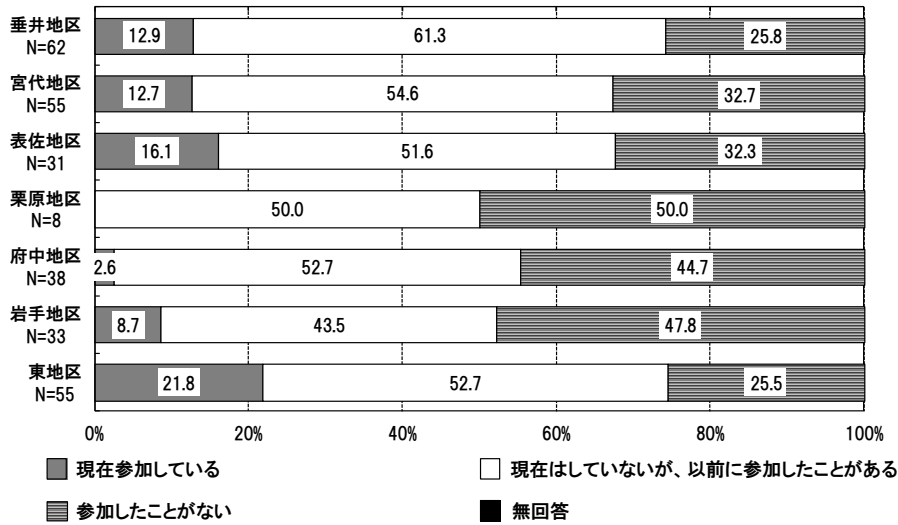
### ■近所づきあいの程度（一般住民）



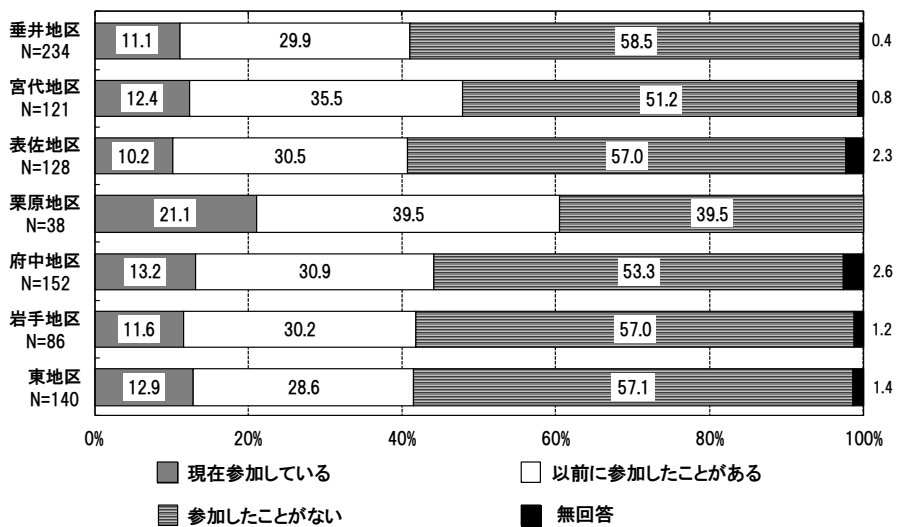
中学生では、「家を行き来するつきあい」の割合は岩手地区で最も高くなっています。また、「家を行き来するつきあい」と「立ち話をする程度のつきあい」を合わせた近所づきあいの程度の割合は、中学生、一般住民ともに岩手地区が最も高くなっています。



■ ボランティア活動への参加状況（中学生）



■ ボランティア活動への参加状況（一般住民）



「現在参加している」と以前に参加したことがある」を合わせたボランティア経験者の割合は、中学生では、垂井地区と東地区で高くなっていますが、一般住民では、垂井地区と東地区で低くなっています。また栗原地区のボランティア経験者の割合は中学生で最も低く、一般住民では最も高くなっています。

参加状況には、地域差が生じていますが、中学生及び一般住民ともに、未経験者が30%～50%ほどみられます。

■参加しているボランティア活動（中学生）

単位：%

区分	有効回答数（件）	高齢者を支える活動（食事介助や話し相手、余暇活動、イベント等の手伝いなど）	障がいのある人を支える活動（食事介助や話し相手、余暇活動、イベント等の手伝いなど）	病院や福祉施設での活動	寄付・募金活動	健康づくりやスポーツ・文化・レクリエーションに関する活動	環境保全・美化活動	その他	無回答
全体	182	15.4	9.3	14.8	37.9	15.9	63.2	6.6	2.7
垂井地区	46	19.6	4.3	19.6	43.5	15.2	67.4	2.2	0.0
宮代地区	37	13.5	2.7	18.9	32.4	16.2	43.2	13.5	2.7
表佐地区	21	9.5	14.3	0.0	23.8	19.0	81.0	0.0	4.8
栗原地区	4	0.0	75.0	25.0	25.0	0.0	75.0	0.0	0.0
府中地区	21	23.8	19.0	14.3	38.1	14.3	52.4	14.3	4.8
岩手地区	12	41.7	8.3	33.3	66.7	16.7	66.7	0.0	0.0
東地区	41	4.9	7.3	7.3	36.6	17.1	70.7	7.3	4.9

■参加しているボランティア活動（一般住民）

単位：%

区分	有効回答数（件）	高齢者を支える活動	障がいのある方を支える活動	病院や福祉施設での活動	子育て支援活動	青少年健全育成活動	寄付・募金活動	健康づくりに関する活動	スポーツ・文化・レクリエーション活動	環境保全・美化活動	災害時の救援活動	域安全活動	パトロールなどの地域安全活動	国際交流活動	その他	無回答
垂井地区	96	17.7	8.3	13.5	3.1	15.6	18.8	8.3	32.3	43.8	4.2	17.7	3.1	2.1	2.1	
宮代地区	58	20.7	5.2	10.3	5.2	13.8	29.3	6.9	29.3	31.0	1.7	12.1	1.7	8.6	3.4	
表佐地区	52	13.5	3.8	7.7	11.5	23.1	19.2	3.8	28.8	40.4	7.7	34.6	—	3.8	1.9	
栗原地区	23	8.7	13.0	4.3	8.7	34.8	17.4	4.3	43.5	47.8	—	21.7	—	—	13.0	
府中地区	67	9.0	7.5	10.4	1.5	11.9	17.9	4.5	32.8	50.7	3.0	26.9	3.0	6.0	10.4	
岩手地区	36	22.2	11.1	8.3	—	16.7	33.3	5.6	19.4	44.4	16.7	33.3	5.6	5.6	5.6	
東地区	58	19.0	8.6	10.3	1.7	12.1	15.5	1.7	24.1	37.9	10.3	15.5	3.4	6.9	6.9	

参加しているボランティア活動は、「環境保全・美化活動」の割合が、中学校および一般住民の全地区で最も高くなっています。

■興味のあるボランティア活動（中学生）

単位：％

区分	有効回答数（件）	活動、イベント等の手伝いなど	高齢者を支える活動（食事介助や話し相手、余暇活動など）	障がいのある人を支える活動（食事介助や話し相手、余暇活動など）	病院や福祉施設での活動	寄付・募金活動	文化・レクリエーションに関する活動	健康づくりやスポーツ・文化に関する活動	環境保全・美化活動	その他	無回答
合計	276	13.0	4.3	25.0	35.5	37.7	33.3	4.0	4.0		
垂井地区	62	9.7	3.2	19.4	25.8	45.2	38.7	6.5	1.6		
宮代地区	55	9.1	5.5	27.3	38.2	34.5	25.5	5.5	0.0		
表佐地区	31	9.7	3.2	16.1	35.5	45.2	38.7	3.2	3.2		
栗原地区	8	12.5	0.0	37.5	37.5	25.0	25.0	0.0	0.0		
府中地区	38	23.7	10.5	28.9	42.1	39.5	26.3	0.0	0.0		
岩手地区	23	30.4	4.3	39.1	43.5	26.1	43.5	4.3	8.7		
東地区	55	9.1	1.8	25.5	38.2	36.4	36.4	3.6	5.5		

■やってみたいことやできそうなボランティア活動（一般住民）

単位：％

区分	有効回答数（件）	高齢者や障がいのある方への日常生活の援助	高齢者のふれあいいきいきサロン	点字や手話	子育て支援・子どもの世話	病院や福祉施設での手伝いや話し相手	寄付、募金への協力	美化	地域のゴミ捨いなどの環境美化	地域のまつりやイベントの手伝い	災害時の支援活動	その他	無回答
垂井地区	234	6.0	12.4	8.1	11.1	13.2	16.7	36.8	26.5	21.8	1.7	10.7	
宮代地区	121	4.1	11.6	8.3	12.4	12.4	27.3	33.1	27.3	17.4	4.1	14.9	
表佐地区	128	9.4	9.4	5.5	14.1	7.0	10.9	37.5	25.8	21.9	2.3	16.4	
栗原地区	38	13.2	15.8	10.5	10.5	5.3	7.9	47.4	34.2	18.4	5.3	13.2	
府中地区	152	10.5	16.4	7.9	12.5	15.8	11.8	40.1	26.3	22.4	1.3	15.8	
岩手地区	86	3.5	15.1	4.7	7.0	4.7	19.8	36.0	31.4	27.9	5.8	16.3	
東地区	140	7.1	14.3	10.0	12.9	12.9	14.3	36.4	30.7	22.1	2.9	15.7	

中学生では、ボランティア活動に興味のあるものは、垂井地区と表佐地区は「健康づくりやスポーツ・文化・レクリエーションに関する活動」が、他の地区では「寄付・募金活動」が最も多くなっています。一般住民では、やってみたいことやできそうなボランティア活動は、全地区で「地域のゴミ捨いなどの環境美化」が最も多くなっています。

■安心して暮らせる福祉のまちに必要な取り組み（中学生）

単位：％

区分	有効回答数（件）	学校での福祉に関する教育を充実させる	学校以外での福祉に関する教育を充実させる	福祉意識を高める広報・啓発を充実させる	福祉に関する情報の提供を充実させる	の場、利用できる福祉活動の場を地域につくる	地域の人々が気軽に立ち寄ることができる福祉活動を行うことができる組織をつくる	地域福祉活動を推進するリーダーを育成する	住民活動を活発にするボランティアやNPO、	その他	わからない	無回答
合計	276	44.6	22.5	13.0	15.2	40.2	17.0	10.9	30.8	1.1	18.8	6.5
垂井地区	62	43.5	16.1	11.3	12.9	40.3	22.6	12.9	35.5	1.6	21.0	0.0
宮代地区	55	45.5	29.1	14.5	5.5	30.9	18.2	10.9	34.5	0.0	18.2	9.1
表佐地区	31	51.6	29.0	19.4	25.8	45.2	16.1	12.9	22.6	0.0	16.1	6.5
栗原地区	8	37.5	37.5	12.5	25.0	50.0	37.5	25.0	50.0	0.0	12.5	0.0
府中地区	38	44.7	15.8	10.5	15.8	44.7	5.3	13.2	21.1	5.3	18.4	10.5
岩手地区	23	47.8	21.7	4.3	21.7	47.8	13.0	0.0	30.4	0.0	13.0	4.3
東地区	55	43.6	23.6	16.4	18.2	41.8	18.2	9.1	32.7	0.0	23.6	3.6

■地域福祉を推進するために必要なこと（一般住民）

単位：％

区分	有効回答数（件）	学校の推進	学校教育における福祉教育の推進	社会教育における福祉教育の推進	福祉意識を高める広報・啓発の強化	福祉情報の提供の充実	活動の拠点づくり	住民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり	地域ごとに福祉活動を行うことができる組織づくり	地域リーダーの育成	地域福祉活動を推進する	活動の活発化	ボランティア、NPO、住民	その他	わからない	無回答
垂井地区	234	33.3	21.4	21.4	21.4	36.8	17.1	14.1	11.5	0.4	14.5	5.6				
宮代地区	121	37.2	19.8	19.8	16.5	33.9	14.9	14.0	8.3	0.8	19.8	7.4				
表佐地区	128	35.9	13.3	23.4	19.5	31.3	25.0	16.4	9.4	1.6	17.2	9.4				
栗原地区	38	34.2	10.5	26.3	18.4	55.3	23.7	7.9	13.2	—	10.5	10.5				
府中地区	152	36.8	19.7	21.1	25.0	37.5	21.1	13.8	14.5	0.7	17.8	6.6				
岩手地区	86	31.4	14.0	24.4	24.4	38.4	27.9	12.8	11.6	1.2	14.0	7.0				
東地区	140	37.1	21.4	18.6	22.1	36.4	22.9	15.0	10.7	—	16.4	7.9				

中学生では、安心して暮らせる福祉のまちに必要な取り組みは、「学校での福祉に関する教育を充実させる」ことが、栗原地区以外の全地区で、最も高い割合になっています。

一般住民では、「学校教育における福祉教育の推進」が宮代地区、表佐地区、東地区で、「住民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」が垂井地区、栗原地区、府中地区、岩手地区で最も高い割合となっています。

## ●中学生と住民意識調査結果比較のまとめ

中学生と住民との意識調査結果に関して主な結果を整理しました。

- ・ボランティア活動への参加状況は、地区による差は生じています。一方では、中学生と一般住民の中では、どちらも未経験者が30%~50%ほどみられ、参加意識の啓発が必要と思われます。
- ・活動経験の中では、環境保全・美化といった分野が多く、高齢者・障がい者等の福祉関連の活動は、中学生も住民も少ない傾向を示しています。リサイクル・環境保全等比較的参加しやすい活動への参加傾向は、中学生・一般住民とも同様な傾向であり、福祉活動への参加をPRするとともに、福祉関連の啓発イベントへの参加等から福祉への理解を図っていくことも必要と思われます。
- ・興味あるボランティア活動に関しても、福祉関連はやや低いため、参加する機会の工夫（参加しやすさ、参加する動機づくり）等啓発活動が課題と考えられます。ただし、参加実績に比べ、関心度自体は高いので、福祉活動等に繋がるイベントは工夫次第で効果が上がるものと考えられます。
- ・福祉に必要な取組みに関しては、住民の参加しやすい拠点（場所）の必要性和、学校教育に関するものが多くの割合を占めており、福祉担当の部署だけでなく、関係部門との連携が重要であることを示しています。

第一期計画では、ささえあいまちづくりで、様々な活動を行ってきました。垂井町の概況においても前述しましたが、ボランティア団体や参加者など増加傾向を示していますが、高齢化社会に向けて、ますます充実していかなければならないのが福祉関係のボランティア活動です。しかし、中学生・一般住民の意識調査結果では、まだまだ啓発活動の必要性を裏付ける意識調査結果となりました。

しかし、活動への参加意識や問題意識は有していることから、啓発活動やイベントあるいはボランティア活動へ参加するきっかけづくり（場の提供やPR、また次世代の福祉に関連する活動の担い手づくり等）を行うことが重要となります。

## 6. 福祉関係団体調査

ここでは、本計画の策定に先だって実施された地域福祉に関する関係団体調査結果からみた地域の福祉課題とその解決策として提案いただいた主な意見を整理しました。

### (1) 高齢者に関すること

	高齢者に関する地域福祉で重要な課題	件数
①	ひとり暮らしや高齢者世帯の見守りが必要	11
②	ねたきり・認知症などの予防が必要	7
③	交流・ふれあいの場がない	5
④	高齢者のパワーをもっと活用すべき	4
⑤	介護者が気がねなく休める場が必要	2
⑥	認知症状がある人の支援が必要	1
⑦	近くで買い物ができない	1
⑧	その他	0
合 計		31

地域における高齢者への見守りが重要だという意見が多くみられました。

#### ■解決策として、出された提案

①ひとり暮らしや高齢者世帯の見守りが必要
個人情報関係で、リスト化して誰もが知りうることも難しく、ひとり暮らしの高齢者が近所のどこに住んでいらっしゃるのか地域で把握することが大切。
民生委員もみえるが、高齢化世帯が多くなり、完全に見きれない
現行の実施状況は地区ごとで異なっており、ある程度共有部分も必要と考えており、整理、検討を加えたい。
現在2ヶ月に1回訪問しているが、月1回にしてはとも思っている。また町や社協の方も訪問されているようなので意見交換の場を作って効率を高められないか
自治会役員、民生委員、近隣ボランティア、福祉推進員等の連携が必要

今後増加の傾向にある高齢者世帯への対応として、関係者の連携による効果的な見回りが重要であることを意見としてあげられていました。

②ねたきり・認知症などの予防が必要
この10年間サロンをやっていて、ねたきり、認知症の予防に非常に効果があると思いましたが今後その必要性を専門の方にお話をし戴きたい
訪問可能な限り声かけとコミュニケーションを心がける
高齢者の運動習慣をつくるのが重要です。
体力、気力共に健全な状態で生活し、ねたきりや認知症を少しでも遅らせるべく活動する。公民館や各地区でのふれあいサロン等の機会に講習会・撮影会を開き勉強する。

<b>③交流・ふれあいの場がない</b>
自治体主体で様々な活動を主体的に行う。
いきいきふれあいサロンを月1回開催しているが参加者が固定しているので寿会等にもっと働きかけるなどPRを強化しなければと思っている。
垂井町福祉会館内に気楽に立ち寄り相談したり、楽しんで交流でき情報が得られる垂井地区の活動拠点を設ける。

<b>④高齢者のパワーをもっと活用すべき</b>
活動する場所とか機会を提供し、高齢者の活用を行う
皆さん元気なのでもっと動ける機会を作ると良い

元気な高齢者の方々の活用に関して、検討していく必要性について意見をいただきました。

## (2) 子ども・家庭に関すること

子ども・家庭に関する地域福祉で重要な課題		件数
①	地域の子どもの顔がわからない	7
②	子どもが安心して遊べる場所がない	6
③	子どもをほめたり叱ったりできる関係がない	4
④	社会のルール、共同生活の基本が身についていない	3
⑤	地域住民の防犯パトロールなどを増やしてほしい	2
⑥	三世代交流がない	2
⑦	就園前の子どもをもつ母親の仲間づくり、情報交換の場が必要	1
⑧	その他	0
合 計		25

少子化及び核家族化の影響で屋外での活動が少ない傾向にありました。

### ■解決策として出された提案

<b>①地域の子どもの顔がわからない</b>
新居増加で分からないので、自治会で紹介又は交流の場を積極的に創出することも必要
子どもが少ないので親同士でも付き合いがないので、交流の場づくりが重要
自治会行事に子供も参加する。子ども会行事に自治会との交流も工夫する
地域見守りパトロール隊などに参加するようになり解消されています。
しかし、参加されていた人が少しずつ抜けて人材確保ができない状態にあります。どの団体もほとんど同じ人で構成されており、協働とかボランティアに頼りきりの施策では解決しない。参加しやすい行政面でのバックアップが必要。ボランティア休暇の促進など企業に積極的に働きかけて欲しい。

<b>②子どもが安心して遊べる場所がない</b>
遊べる広い場所が少なく、集団で行う野球やサッカーなどは限界がある
住民の生活の場の近くに広い公共の運動する場が欲しい。
近くの広場を民間で整理する。地域住民で守ろう
夕方、休日等近くで遊ぶ為危険。公園の設置

<b>③子どもをほめたり叱ったりできる関係がない</b>
あいさつ運動と連携し、顔なじみとなり気軽に話しの出来る環境を作り上げる。
他人がほめることはできるが、叱ることはなかなか難しいと思う。保護者がもっと家庭で行うべきだ。躰を家庭でできるよう保護者の教育が必要ではないか。
三つ子の魂百までと云います。3才までに善悪を教えること、心理学の講座を開くと良い。

<b>③社会のルール、共同生活の基本が身につけていない</b>
家庭教育でのルール教育が重要
昔は子供達が遊ぶなかで身につけてきたが今では知識ばかり詰め込んで基本的なことが身につけていない。クラブ活動などでこういったことをもっと重視して行ってほしい。
子どもにしっかり近隣生活でのルールを教える事

### (3) 障がい者に関すること

障がい者に関する地域福祉で重要な課題		件数
①	どのような支援をすればよいかわからない	9
②	障がい者がどこに住んでいるのかわからない	5
③	障がい者（児）への理解、思いやりが必要	5
④	障がい者の働く場所がない	3
⑤	歩道、地域の施設がバリアフリーになっていない	1
⑥	障がい児の放課後や夏休みの過ごす場所がない	0
⑦	その他	0
合 計		23

接し方や居住状況等が十分把握されていない状況を示す結果であり、障がい者あるいは関係者との交流が少ないことを示しています。今度こうした支援の仕方など基本的な啓発が必要と考えられます。



■解決策として出された提案

①どのような支援をすればよいかわからない
触れ合う機会を増やしたり、支援の仕方等を情報公開する等意識向上を目指す。
アンケートを実施し回答をまとめる。垂井地区内の福祉課題を抽出し、各自治会との連携により地域福祉の向上を目指す。
障がい者支援に対する町の組織が一本化していく必要がある。具体的には、生涯学習課、健康福祉課、学校教育課などを福祉関連で統括できる体制づくりが必要で、障がい者への直接支援と併せて障がい者の理解にも充実させていく。現状で行われている広報へのチラシ折り込みでは、十分効果がでていない。
本人、家族が他人には知られたくないので、そういう気持ちを和らげる必要がある。
横の連絡網が無く、正直分からないので困る。（個人情報のある件もあり難しい）
個人情報保護の基本的な枠組みなかで、支援の仕方を検討していく必要がある。
障がい者団体組織の方と地域での自治体関係者との意見交換

②障がい者がどこに住んでいるのかわからない
個人情報保護によりもっとも大切なことがわからない。したがって支援のしようがないのが現状である
障がい者に理解してもらい、障がい者マップを作る
近隣ボランティアさん、民生委員さんから聞くとよい

③障がい者（児）への理解、思いやりが必要
触れ合う機会を増やす
知識の普及、情報の共有
運動会等でプログラムがあるとよい

④障がい者の働く場所がない
B型事業所の設置（障がい者の生活圏域での就労機会の創出）
行政問題だからよく話し合うようにするとよい

障がい者と接する場面・機会の創出が重要な課題と解決策と考えられます。

(4) 福祉全般に関すること

福祉全般に関する地域福祉で重要な課題		件数
①	災害時要援護者の把握と支援体制づくりが必要	7
②	ボランティアの新規参加者がなく、高齢化が進んでいる	7
③	地域のつながりがない	5
④	個人情報保護により情報がなく、働きづらい	4
⑤	近所に空き家がある	1
⑥	外国人が増え、ゴミ出しなどトラブルがある	0
⑦	その他	0
合 計		24

重点課題でもある災害時の対応に関する課題と、高齢化率の増加とともに、ボランティアの高齢化も大きな課題となっています。

■解決策として出された提案

①災害時要援護者の把握と支援体制づくりが必要
要援護者の了解を得て支援体制の公表（個人情報との関係を整理）
各自治会と協力して地域の特色を生かした支援体制を決定する必要がある。
当地区では直下型大地震以外思い当たる災害が無い様に思うが、気付かない災害を洗い出し想定して、対応策等の検討をしてみる必要はある。
災害危険（避難）マップを作る
福祉講座で災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を受けました。先日海津市での訓練に参加させてもらいました。垂井町も社協と連携し進められてはと思います。
災害時における対応への準備は行われているが、実際の行動体験の必要となっている。

②ボランティアの新規参加者がなく、高齢化が進んでいる
比較的若い年齢層では、地域コミュニケーションとのかかわりをさけている傾向があるので、地域での活動に参加する機会を作る必要がある。
ボランティアの育成、強化（講座）団体の冊子の作成・PR
①若い方は子供達がいる②中年の方は今までのお勤め仕事が残っている③定年になった方で入れれば役員が当たると言われ、地域での活動に消極的な方がみられるので、活動への参加意識をもってもらえるようなPRが必要となっている。

**③地域のつながりがない**

自治会や地域での懇親会などを若い人は参加を嫌がり、ゆっくり話し合う機会が少ないので地域的なつながりもできていない。もっと参加してほしい。

地域住民による行事、奉仕作業を作る

若い人は都会にあこがれているので老人ばかりとなる。ふる里を愛するよう都会から戻るようなコミュニケーションをつくろう。まちづくり協議会が発足されたので、もう少しみんなが参加しようという意識が高まると思われるので、これはよい傾向である。

ボランティア講習を時々受けているが、それだけではボランティア要員を集める方法は理解できない。

**④個人情報保護により情報がなく、働きづらい**

もう少し情報提供が必要となっている。

活動していく上で、活動内容の全体像が、十分把握できていないので、わかりやすい説明や解説資料が必要。

相談事業所（場所）の設置。情報のPR

現在最も問題になっているのが、この個人情報保護法で必要以上に過敏になっており情報がなければなにもできない。日本ではもっとお互いに信頼し合っても良いのではないか

## 7. 地域福祉の課題

ここでは、本計画の策定に先だって実施された住民意識調査の結果や住民懇談会の意見、中学生の意識調査及び福祉関係団体への調査などから得られた垂井町の地域福祉の課題を第一期垂井町地域福祉計画の基本目標ごとに整理しました。

### (1) ささえあいの人づくり

- ◆地域活動やボランティア活動においては、参加者の高齢化や団塊世代の就労などで新たな参加者が少ないことから、活動の担い手が不足しており、若年層や団塊世代の参加促進をはじめ、参加者の裾野を広げていくことが必要です。
- ◆ボランティア活動においては、活動内容を広く周知するとともに、支援を求める人と支援を提供する人とのコーディネート機能の充実が求められます。
- ◆障がいなどへの理解が十分でないという声もあがっており、様々な交流の機会を通して理解を広めていくとともに、福祉意識を育む福祉教育や福祉意識を高める広報・啓発を充実していくことが求められます。
- ◆住民一人ひとりの活動だけでなく、企業や商店による地域貢献活動の啓発により、地域での支え合い活動のさまざまな担い手を確保していくことが重要です。
- 中学生もボランティアへの参加意識は高く、実績もあるが、環境保全・美化関係が多く、福祉系の活動への参加は少ない傾向でした。今後、家庭教育や学校教育を通して、啓発していく必要があります。
- 福祉団体関係者からも、活動の担い手づくりの必要性を要望されています。現在、参加者の高齢化が進み、参加者の固定化が課題とされています。まだまだ元気な高齢者の方も多く、元気な高齢者の積極的な参加を促すことも重要な課題と考えられます。

## (2) ささえあいのしくみづくり

- ◆民生委員児童委員をはじめとする地域福祉にかかわる組織や活動の認知が十分でない面がみられ、地域の各種団体の活動内容の周知が必要です。
- ◆民生委員児童委員や自治会、地域活動団体、社会福祉協議会、事業所など地域において福祉活動を行っている様々な主体が情報交換をはじめとして、連携して活動することが求められています。
- ◆困っていることを自分から発信することが困難な人、発信しようとしらない人の掘り起こしと支援につなげていくための見守りが求められます。
- 福祉団体関係者から、個人情報取り扱い方の課題が指摘されています。住民意識調査結果からも同様に、障がい者や要介護者の居住状況の把握は、災害時の支援時及び日常的な見守りに関連しても、重要なことではあります。しかし、どの範囲まで個人情報を把握するのか福祉サービスと関連して、整理していく必要があります。

## (3) ささえあいの場づくり

- ◆地域のつながりが希薄化しているなか、あいさつ運動をはじめ、近所付き合いや地域の活動への参加に対する意識を高めていくための一層の意識啓発が必要となっています。
- ◆高齢者同士や世代間の交流など、住民の交流の場が不足しているという指摘もあり、住民同士が身近なところでのつながりをつくる場やきっかけづくりを広げていく必要があります。
- 中学生の意識調査から、ボランティア活動への意識は高いので、福祉活動へ接する機会を作りだすことが大切です
- 福祉団体関係者から、子供が、障がい者との接し方がわからなく、戸惑っているとの指摘もあります。これは、障がい者と子供たちの交流する場が少ないことにより起因しています。交流の場づくりが重要で、子どもの頃の体験が、福祉への関心にも繋がっていくものと考えられます。

#### (4) 安全・安心のまちづくり

- ◆地域の危険箇所や防災・防犯に関する情報を共有するための仕組みづくりが必要です。
- ◆東日本大震災にみられるように日常からの防災訓練が重要であり、すべての地域の構成員を抱きこんだ地域防災活動の実施や、災害時要援護者台帳を活用した、地域の要援護者を把握し、支援する地域の見守り・援助体制づくりが求められます。
- ◆より多くの人々が安全で快適に生活できるよう、バリアフリーの視点による整備の推進や、道路交通環境のみでなく、暮らしやすい住環境を整備していくことが必要です。
- 福祉団体関係者から、災害時における対応に関して、高齢化に伴う要援護者などの増加とともに、ボランティアの高齢化も課題としてあげられています。

#### (5) 福祉サービスの基盤づくり

- ◆サービスを必要としながら、サービスの利用に結びついていない人に対する支援が大きな課題であり、福祉サービスに関する情報提供の充実・共有を図るとともに、相談窓口の周知をはじめとした相談に結びつけるための支援が重要です。
- ◆移動や買い物の支援など、住民のニーズに適應する福祉サービスの充実とともに、公的な支援ではカバーしきれない部分を、地域での助け合い活動や民間企業など地域活動による支援との連携で補完する包括的な支援体制の確立が必要となっています。



区 分	評価の参考指標	
	第一期計画策定時と現状との比較	方向性
基本目標Ⅲ ささえあいの場づくり	近所づきあいの程度（「家を行き来するつきあい」の割合の増加） 平成 20 年 平成 24 年 全 体 13.7% 11.6%	強力に 推進
	地域の活動や行事への参加状況（「積極的に参加している」の割合の増加） 平成 20 年 平成 24 年 全 体 19.8% 11.0% ・地域での「協働」の意識向上を目指し、強力に推進	
基本目標Ⅳ 安全・安心のまちづくり	バリアフリーのまちづくりが進んでいると感じる人の割合の上昇（「大変進んだ」＋「やや進んだ」） 平成 18 年 平成 23 年 身体障がい者 20.3% 44.8% 知的障がい者 27.4% 33.3% ・今後もさらなる事業を進めていく必要があり、継続	継続
	障がいのある人の支援・活動・交流活動への参加経験（「したことがない」の割合の低下） 平成 20 年 平成 24 年 したことはない 33.5% 35.8% ・意識向上を目指し、強力に推進	強力に 推進
	地震などに対する備え（「特に準備していない」の割合の低下） 平成 20 年 平成 24 年 特に準備していない 30.5% 19.1% ・災害時に対する意識向上のため継続	継続
基本目標Ⅴ 福祉サービスの基盤づくり	垂井町の福祉について「進んでいると感じる人」の割合の増加 平成 20 年 平成 24 年 全 体 13.0% 7.9% ・町全体での観点から意識向上を目指して強力に推進	強力に 推進
	役場の相談窓口の充実（介護、子育て、生活支援などの問題で困った場合の相談先としての「役場の窓口」の割合の増加） 平成 20 年 平成 24 年 役場の窓口 28.6% 59.4% ・相談窓口の充実は、さらに継続	継続

上記のように、現行計画の基本目標は、認識・意識の向上がみられるものもあるが、低下傾向を示す（認識度低い、意識の低下）ものもみられ、計画の見直しに際しては、さらなる強力な取組みの検討が必要となっています。



## 第4章 計画の基本理念と目標

### 1. 計画の基本理念

# ささえあいと絆の福祉のまち たるい！

近年では、かつて家庭が有していた介護力や子育て力は弱まり、だれもが福祉を必要とする可能性があります。福祉はけっして一部の人たちだけの問題ではなく、また、一部の人だけのためのものでもありません。

さらなる高齢化、少子化、核家族化、職住分離、人口の流入出などの影響により、これまで家庭や地域が自然に持っていた相互扶助機能が弱体化し、地域住民相互の社会的つながりも希薄化するなど、地域社会のあり方が変わりつつあります。このような中で、地域で支援を必要としている人たちが、住みなれた地域でいつまでも安心して暮らしていくためには、法律等の制度に基づいて行政が中心となって行うサービスだけではなく、近隣や地域社会を巻き込んだ柔軟なサービスが必要となってきます。すべての地域住民がともにささえあうという共通の認識をもつことが、生活課題を抱えた人の自立生活を支える大きな力になると考えます。住民は地域福祉の当事者となる必要があるのです。

だれもが福祉の担い手であり、受け手であり、地域住民みんなが、ささえあって絆を大切に共々に生きるという共通の認識をもち、住民と行政の協働による「ささえあいと絆」のしくみを築き、すべての住民が、このまちで安心して暮らせる「福祉のまち たるい！」をめざします。

この考え方を『ささえあいと絆の福祉のまち たるい！』と表し、本計画の基本理念とします。

## 2. 計画の基本目標

垂井町の概況や住民意識調査等から抽出した課題および第一期計画の取組内容の評価を踏まえて検討した施策の方向性に基づき、基本理念の達成に向けて、次の基本目標を掲げ、協働により地域福祉の推進に取り組んでいきます。

### (1) ささえあいの人と絆づくり

福祉サービスが多様化するなかで、福祉の担い手は企業やNPOなどが参入するなど、従来よりも幅広くなっています。今後、ひとりでも多くの町民が地域福祉に携わることができるよう、必要な支援と人材育成を図ります。

ささえあって絆を大切にして築く地域福祉の重要性について、地域住民すべてが理解し、積極的に活動に参加できるまちをめざします。

人と絆づくりを通じて、様々な福祉サービスを受けながら地域で共に暮らせる環境づくりをめざします。

### (2) ささえあいのしくみと場づくり

地域で生活する人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、要援護者、児童や高齢者虐待の早期発見などの見守り活動を推進していきます。

地域の福祉課題をみんなが共有し、あらゆる地域の資源を活用しながら、地域のささえあいで解決できるしくみを構築していきます。

町と社会福祉協議会との連携により、ボランティア活動の拠点づくりを推進し、活動を積極的に支援し、ささえあいのしくみと場づくりを推進していきます。

また、第三期岐阜県地域福祉支援計画（案）では、地域住民自ら、地域の福祉課題に取り組む（制度外サービス提供）しくみを整備することが盛り込まれています。こうした動きも参考にしつつ、検討していきます。

### (3) 住民本位の福祉サービスがあるまちづくり

福祉サービスの重要な役割は、地域で生活を営むいろいろな人の生活上の様々な問題を解決し、支えていくことです。

公的なサービスと住民やボランティアによるサービスの充実を図るとともに、必要なときに必要な、誰もが利用しやすい住民本位の福祉サービスの提供を図るため、情報提供、相談体制を充実・推進します。

また、安心して福祉サービスを受けられるよう、サービスの利用促進、効率化、質の向上を推進します。

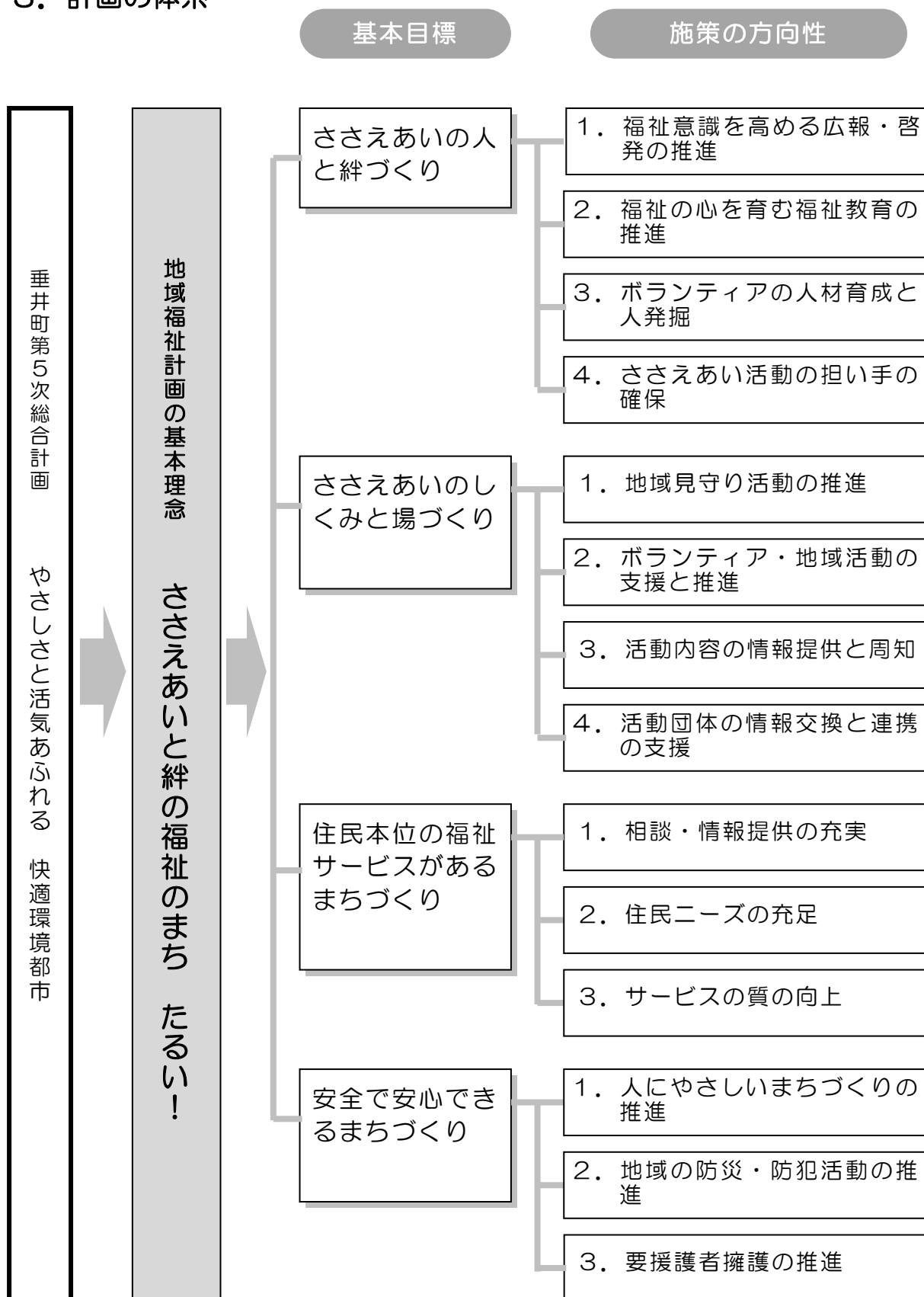
### (4) 安全で安心できるまちづくり

だれもが安心して外出できるやさしいまち、犯罪や災害を未然に防ぎ互いに助け合えるまち、住民の支えあいでも安全・安心して暮らせるまちをめざします。

高齢者や障がい者、子どもを含めた全ての人が、安心して暮らせるよう、さらに生活領域の拡大や社会参加ができるよう、まちづくりについて多面的に検討します。

また、要援護者の立場にたった権利擁護の推進および災害など緊急時の支援の充実を図ります。

### 3. 計画の体系



## 第5章 基本計画

本章においては、地域福祉を推進するために取り組むべき事業等について、基本目標ごとに示しています。なお、取組・事業の「方向」については、新規・推進・継続・見直しに区分しています。

- ◆「新規」・・・計画期間中に新規に取り組むもの、あるいは可能性について調査・検討を行うもの
- ◆「推進」・・・現在、取り組んでいる活動・事業等で、さらに充実させながら推進していくもの
- ◆「継続」・・・現在、取り組んでいる活動・事業等で、計画期間中に同様に取り組んでいくもの
- ◆「見直し」・・・現在、取り組んでいる活動・事業等で、さらに充実・推進するために見直すもの

また、取組・事業ごとに示した「役割」は、その取組等を進めるにあたって、中心となって役割を担うと考えられる団体、組織等です。

この計画は行政計画ではありますが、地域住民、ボランティア、地域の組織・団体、サービス事業者、福祉関係者、学校、企業など、地域ぐるみで取り組む計画であることから、さまざまな組織や団体の役割が期待されています。

## 1. 基本目標 I. ささえあいの人と絆づくり

### ■ 取 組

施策の方向	取 組
(1) 福祉意識を高める広報・啓発の推進	① 広報紙などによる広報啓発活動の推進
	② 講演会等の開催
	③ 町職員の意識啓発
	④ 手助けの技術やマナーの普及
(2) 福祉の心を育む福祉教育の推進	① 福祉に関する知識の普及
	② こころのバリアフリーの推進
	③ 学校における福祉教育の充実
	④ 団塊世代の地域福祉活動への参加促進
(3) ボランティアの人材育成と人材の発掘	① ボランティアセンターの充実
	② ボランティアリーダーの養成
	③ 福祉講座等の充実
	④ 高齢者パワーの活用
	⑤ 若い世代の福祉活動参加者の育成
(4) ささえあい活動の担い手の確保	① 地区ささえあい連絡会の充実
	② 地域団体等の理解と活動参加の促進
	③ 障がいのある人の地域活動への参加支援

## (1) 福祉意識を高める広報・啓発の推進

取組の内容	方向	役割
<p><b>① 広報紙などによる広報啓発活動の推進</b></p> <p>広報紙を通じて、子育て支援や高齢者支援に関する情報を提供するとともにホームページにより地域福祉の啓発活動を行い、福祉に関する知識の普及、福祉意識の高揚を図ります。</p> <p>また社協だよりにより、地域福祉活動団体やふれあいサロン、ボランティア活動等を紹介し地域福祉活動に関する啓発・推進を図ります。</p>	推進	町 社会福祉協議会
<p><b>② 講演会等の開催</b></p> <p>毎年開催する福祉大会や講演会等において、障がい者の自立支援、地域住民による子育て支援、認知症についての知識の普及、高齢者のいきがいづくり、男女共同参画、人権などのテーマをとりあげて町民の福祉の心を醸成していきます。</p>	継続	社会福祉協議会 町 学校
<p><b>③ 町職員の意識啓発</b></p> <p>町職員の福祉への理解は深まってきましたが、今後とも各部署における施策や窓口対応がより配慮・連携されるよう、研修会等により職員の意識啓発に努めます。</p>	継続	町
<p><b>④ 手助けの技術やマナーの普及</b></p> <p>ボランティア団体や各種団体に対する研修会、福祉協力校における福祉学習、福祉講座などにより手助けの技術やマナーの普及を推進します。</p> <p>基本的な支援（手助け）技術をマスターすることで、高齢者・障がい者との接し方を学ぶことに繋がり、地域におけるささえあい、さらには絆の形成の基盤となるものと考えます。</p>	推進	社会福祉協議会 学校 町

(2) 福祉の心を育む福祉教育の推進

取組の内容	方向	役割
<p><b>① 福祉に関する知識の普及</b></p> <p>生涯学習の一環として健康づくりや介護予防の教室・講座など、また地域に出向く出前講座を開催し、福祉に関する知識の普及に努めるとともに、地域福祉活動の必要性を伝えていきます。</p>	推進	町 社会福祉協議会 住民 ボランティア NPO法人
<p><b>② こころのバリアフリーの推進</b></p> <p>人権尊重を普遍的理念として捉え、高齢者や障がい者等への無理解、偏見、差別をなくし、配慮や思いやりの気持ちを育てるために小学校や保育園で人権啓発活動を展開して心のバリアフリーを推進します。</p> <p>一般市民には個人の尊厳や人権の尊重について広く普及と啓発を進めます。障がい者が地域住民と交流しながら社会参加できる機会を提供します。</p>	推進	学校 町
<p><b>③ 学校における福祉教育の充実</b></p> <p>町内の福祉協力校において、総合的な学習時間に手話や点字などのコミュニケーションについて、障がいのある人等から学ぶ機会を提供するとともに、手話や点字などのコミュニケーション等の体験学習を実施して、障がいのある人についての正しい理解と接し方のマナーを身につけていきます。また教職員においては、人権に関する勉強会を実施し、福祉の心の醸成、知識の習得に努め、学校生活における福祉教育の充実を図っていきます。</p>	推進	学校 社会福祉協議会
<p><b>④ 団塊世代の地域福祉活動への参加促進</b></p> <p>地域福祉への意義を高めるとともに、定年退職後における地域福祉活動への参加を促進するため、定年退職前後の年齢を対象としたボランティア養成講座やシンポジウムなどを開催して、団塊世代等の地域福祉活動参加を促進します。</p>	新規	社会福祉協議会 町



## (3) ボランティアの人材育成と人材の発掘

取組の内容	方向	役割
<b>① ボランティアセンターの充実</b> 福祉にかかるボランティアの調整を行う為にボランティアセンターを設置し、コーディネート、情報提供等を行い、ボランティア活動、地域活動を支援します。	推進	社会福祉協議会 住民 ボランティア NPO 法人 町
<b>② ボランティアリーダーの養成</b> 福祉講座等においてボランティアリーダーの養成に努めるとともに外部で行われる研修会や各種イベントに参加し、リーダーの養成に努めます。	推進	社会福祉協議会 住民 ボランティア NPO 法人
<b>③ 福祉講座等の充実</b> 気軽に参加できる福祉講座等を開催し、地域福祉を担うボランティアを育成していきます。また点字、手話などの養成講座を開催し、障がいのある人の活動を支援するボランティアの養成にも努めます。	推進	社会福祉協議会 住民 ボランティア NPO 法人 町
<b>④ 高齢者パワーの活用</b> 高齢者が地域福祉の担い手として自らの能力を地域社会で発揮するとともに、長い人生経験の中で会得した豊かな知識と経験を地域社会の様々なニーズに活かすという高齢者自身の生きがいづくりの一環として就業機会の拡大を支援していきます。	新規	町
<b>⑤ 若い世代の福祉活動参加者の育成</b> 若い世代の福祉活動あるいは地域活動への参加率は低状況です。こうした世代を取り込むことで、活動自体が活性化に繋がっていくとともに、垂井町における長期的な福祉活動の基盤づくりとして、参加者の育成を検討していきます。	新規	社会福祉協議会 町

(4) ささえあい活動の担い手の確保

取組の内容	方向	役割
<p><b>① 地区ささえあい連絡会の充実</b></p> <p>見守り活動用備品の配備、要支援者マップの更新、サロンの運営等各地区ささえあい連絡会により地域の実情に応じた活動が展開されています。今後とも必要な取組を検討して具体的な活動を推進していきます。</p>	<p>推進</p>	<p>社会福祉協議会 地区ささえあい連絡会 住民</p>
<p><b>② 地域団体等の理解と活動参加の促進</b></p> <p>地域ごとにある自治会をはじめ、さまざまな活動団体・組織はその活動の一部に福祉活動を組み込んだり、福祉の視点を取り入れることによって地域の福祉力を高めるように努めます。</p> <p>また、個人やグループによるボランティア活動がより大きく展開できるよう、これら既存の地域団体・組織が理解と協力をするよう促進します。</p>	<p>推進</p>	<p>自治会 老人クラブ 子ども会 町</p>
<p><b>③ 障がいのある人の地域活動への参加支援</b></p> <p>地域住民の障がいや障がいのある人についての理解を促進するとともに、障がいのある人の地域活動参加への意識を高めていきます。</p>	<p>継続</p>	<p>住民 町</p>

## 2. 基本目標 II. ささえあいのしくみと場づくり

## ■ 取 組

施策の方向	取 組
(1) 地域見守り活動の推進	① 地域福祉見守りネットワークの充実
	② いきいきふれあいサロンの充実
(2) ボランティア・地域活動の支援と推進	① ボランティア活動へのきっかけづくり
	② 認知症サポーターの養成
	③ 小中高等学校との連携
	④ 公民館の活用
	⑤ 地域福祉活動費の確保
	⑥ 共同募金活動の検討
	⑦ 地域や世代間等の交流の充実
	⑧ 制度外サービスの提供充実の検討
(3) 活動内容の情報提供と周知	① 必要な情報の提供の検討
	② 地域福祉活動計画策定の検討
	③ 子育て支援活動の支援
	④ 地域をつなぐボランティア活動への参加促進
(4) 活動団体の情報交換と連携の支援	① 民生委員児童委員・福祉推進員等との連携
	② 福祉・医療関連機関とのネットワーク構築

(1) 地域見守り活動の推進

取組の内容	方向	役割
<p><b>① 地域福祉見守りネットワークの充実</b></p> <p>地区ささえあい連絡会を基軸とする地域福祉見守りネットワークは、地区により定期的な見守り活動が展開されるなど少しずつ前進しています。今後とも地域福祉見守りネットワークの輪を広げ、一層の充実を図ります。</p>	推進	社会福祉協議会 地区ささえあい連絡会 住民
<p><b>② いきいきふれあいサロンの充実</b></p> <p>設置サロン数やサロン参加人数も増加してきています。今後ともいきいきふれあいサロン開催に関する相談や協力等の支援及び活動助成を行い推進を図ります。</p>	推進	社会福祉協議会 住民 ボランティア

(2) ボランティア・地域活動の支援と推進

取組の内容	方向	役割
<p><b>① ボランティア活動へのきっかけづくり</b></p> <p>福祉講座等による学習やきっかけの提供、社協だより、ホームページによる広報、社協の行うイベント、ふれあいサロン等の活動における情報提供や紹介を通じてボランティア活動参加へのさまざまなきっかけづくりを推進します。</p>	推進	社会福祉協議会 住民 ボランティア NPO 法人 町
<p><b>② 認知症サポーターの養成</b></p> <p>地域での養成講座を開催して、認知症についての正しい知識を普及し、地域で暮らす認知症の人やその家族を支援する認知症サポーターの増員に努め、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをめざします。</p>	推進	町 地域包括支援センター
<p><b>③ 小中高等学校との連携</b></p> <p>小中高等学校での交流・福祉教育・地域文化の伝承などの連携による地域活動は十分ではありません。今後は地域住民や学校と協働して、これらの地域活動を支援する方法を検討します。</p>	見直	学校 住民 社会福祉協議会 町

<p><b>④ 公民館の活用</b></p> <p>地域住民にとって身近な公民館を、福祉、地域文化の伝承、地域住民の交流等、幅広く地域福祉活動の拠点の一つとして活用するよう促進します。</p>	<p>継続</p>	<p>住民 社会福祉協議会 町</p>
<p><b>⑤ 地域福祉活動費の確保</b></p> <p>県社協からの助成金終了後は、会費や共同募金配分金を活用して活動助成を行うとともにボランティア活動保険加入費助成を行いました。活動団体の立ち上げや、地域福祉活動を継続するにあたっては、経費がかかりますので、各地域においても、より活発な活動を展開するための財源の確保に努めます。</p>	<p>継続</p>	<p>社会福祉協議会 地区ささえあい連絡会 自治会 町</p>
<p><b>⑥ 共同募金活動の検討</b></p> <p>街頭募金活動を行っていますが、それらの募金についての有効活用できる配分方法については研究中です。</p>	<p>見直</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p><b>⑦ 地域や世代間等の交流の充実</b></p> <p>農業従事者が、小学生・保育園児を対象として、田植え体験、稲刈り体験を行う等、農業体験を通じた地域交流、英会話教室の開催、言語教育や国際理解教育を通じた外国人との交流を推進してきました。今後も地域や世代間等の交流を充実していきます。</p>	<p>継続</p>	<p>町 住民 学校 保育園</p>
<p><b>⑧ 制度外サービス提供充実の検討</b></p> <p>要支援者の在宅生活を支えるため、清掃、買物等の日常生活の支援活動や空き教室・空き店舗等を活用して、地域での活動拠点となる宅幼老所の運営等を検討していきます。</p>	<p>新規</p>	<p>社会福祉協議会 地区ささえあい連絡会 自治会</p>

(3) 活動内容の情報提供と周知

取組の内容	方向	役割
<p><b>① 必要な情報の提供の検討</b></p> <p>要支援者台帳の作成により申請時に情報開示の承諾を受けて、必要な関係機関に対して情報提供を行ってきました。引き続き、必要とするすべての人が支援を受けられるよう、またより円滑に手続きができるよう、要支援者の把握や情報の取り扱いについて検討していきます。</p>	<p>見直</p>	<p>町 社会福祉協議会</p>

<p><b>② 地域福祉活動計画策定の検討</b></p> <p>地域福祉活動計画は未策定であるため関係機関等との協働は未実施の状況です。本計画との関連性を踏まえて計画の策定方法について検討します。</p>	見直	社会福祉協議会 町
<p><b>③ 子育て支援活動の支援</b></p> <p>子育てサークルの輪が広がるよう、活動の紹介、活動場所や情報の提供、保健師等の人材派遣により活動を支援していきます。</p>	継続	住民 ボランティア 社会福祉協議会 町
<p><b>④ 地域をつなぐボランティア活動への参加促進</b></p> <p>地域福祉活動団体、ふれあいサロンボランティア活動等を紹介し、参加促進のために情報提供を行ったり福祉講座などにより知識や技術の習得を支援します。</p>	継続	社会福祉協議会

(4) 活動団体の情報交換と連携の支援

取組の内容	方向	役割
<p><b>① 民生委員児童委員・福祉推進員等との連携</b></p> <p>独居や寝たきり高齢者、障がい者、ひとり親家庭、生活困窮者等に対して民生委員児童委員が相談を受けたり、見守り活動を行っています。また、地区ささえあい連絡会を通じて、地域福祉に関する情報や課題の共有化を図るための支援を行っています（例えば、交代時等には、情報共有を図っていきます。）。</p>	継続	社会福祉協議会 民生委員児童委員 福祉推進員 住民 町
<p><b>② 福祉・医療関連機関とのネットワーク構築</b></p> <p>サービス提供事業者や相談・ケアマネージメントを行う者が、公的なサービスだけでなく、住民やボランティア団体等が提供するサービスや活動を組み込むことで要援護者やその家族を支援していきます。また、災害時等や緊急時には連携して要援護者の支援に努めます。</p> <p>福祉・医療の連携を図り、医療を必要とする障がい者や要介護高齢者等が安心して家庭や地域で暮らせるよう、地域包括ケア体制の充実に努めます。</p>	推進	地域包括支援センター サービス提供事業所 医療機関 町 社会福祉協議会

## 3. 基本目標 Ⅲ. 住民本位の福祉サービスがあるまちづくり

## ■ 取 組

施策の方向	取 組
(1) 相談・情報提供の充実	① 総合福祉施設の整備の検討
	② 相談窓口の充実
	③ 民生委員児童委員等による相談の充実
	④ 情報提供の充実
(2) 住民ニーズの充足	① 住民のニーズの把握
(3) サービスの質の向上	① サービスの質の確保
	② いきいきふれあいサロンの充実（再掲）
	③ 子育て支援活動の支援（再掲）

(1) 相談・情報提供の充実

取組の内容	方向	役割
<p><b>① 総合福祉施設の整備の検討</b></p> <p>福祉の拠点づくりとしての福祉施設の集約によるゾーン化等も視野に入れ検討します。</p>	見直	町 社会福祉協議会
<p><b>② 相談窓口の充実</b></p> <p>福祉に関する窓口としては、役場健康福祉課に加え、障がい者、高齢者、子育てなどについての専門的な窓口が設置されています。できる限り早い段階での相談・対応ができるよう、広報等により、これら相談窓口についての周知を図ります。</p> <p>相談の内容は複雑になってきていることから、関係機関・団体との連携を強化するとともに、窓口で相談にあたる職員については、研修等に派遣するなど専門性を高めていきます。また、より高い専門性を必要とする相談については、必要に応じて県の相談機関との連携により相談窓口の充実を図ります。</p>	推進	町 社会福祉協議会 障害者相談支援事業所 地域包括支援センター 子育て支援センター
<p><b>③ 民生委員児童委員等による相談の充実</b></p> <p>独居や寝たきり高齢者、障がい者、ひとり親家庭、生活困窮者等に対して民生委員児童委員が相談を受けたり、見守り活動を行っています。相談件数は増加していますが、若い年齢層にはまだまだ認知度が低いので、相談がより利用しやすくなるよう町広報紙や社協だより等で、その活動をPRしていきます。さらに、民生委員児童委員等が参加する地域活動や相談機会の充実を支援していきます。</p>	継続	社会福祉協議会 民生委員児童委員 町
<p><b>④ 情報提供の充実</b></p> <p>町広報紙やホームページ、社協だより等による福祉情報の充実を図っています。</p> <p>今後もよりタイムリーな情報が提供でき、災害時にも利用できる回覧板の活用等について研究していきます。</p>	推進	町 社会福祉協議会 自治会



## (2) 住民ニーズの充足

取組の内容	方向	役割
<p><b>① 住民のニーズの把握</b></p> <p>介護保険事業計画、障がい者計画、次世代育成支援計画等の福祉関連計画策定時には、当事者を対象として実態調査を行い、必要なサービスの確保を図ります。</p> <p>また、町、社会福祉協議会は、地区ささえあい連絡会、ボランティア団体、障がい者等の当事者団体との意見交換を行うなど、地域の課題やニーズの把握に努め、ニーズに対応した新しいサービスの開発に努めます。</p>	推進	町 社会福祉協議会

## (3) サービスの質の向上

取組の内容	方向	役割
<p><b>① サービスの質の確保</b></p> <p>規制緩和により社会福祉事業に株式会社等の民間参入が進みました。また、介護保険サービスの地域密着型サービスのように町が事業所の指定(許可)を行うものもあり、町の役割は量の確保に加え、質の確保が重要となってきました。サービス提供事業者やケアマネジャーの指導・監督に努め、質の高いサービスの確保を図ります。</p>	継続	町 サービス提供事業所 社会福祉協議会
<p><b>② いきいきふれあいサロンの充実(再掲)</b></p> <p>設置サロン数やサロン参加人数も増加してきました。今後ともいきいきふれあいサロン開催に関する相談や協力等の支援及び活動助成を行い推進を図ります。</p>	推進	住民 ボランティア 社会福祉協議会
<p><b>③ 子育て支援活動の支援(再掲)</b></p> <p>子育てサークルの輪が広がるよう、活動の紹介、活動場所や情報の提供、保健師等の人材派遣により活動を支援していきます。</p>	継続	住民 ボランティア 社会福祉協議会 町

## 4. 基本目標 IV. 安全で安心できるまちづくり

### ■ 取組

施策の方向	取組
(1) 人にやさしいまちづくりの推進	① ユニバーサルデザインの普及
	② 高齢者の交通安全の推進
(2) 地域の防災・防犯活動の推進	① 防犯パトロールの推進と関係団体の連携
	② 災害時要援護者の支援体制構築
	③ 地域福祉見守りネットワークの充実（再掲）
(3) 要援護者擁護の推進	① 権利擁護の充実
	② 要保護者対策のためのネットワークの充実

### (1) 人にやさしいまちづくりの推進

取組の内容	方向	役割
<b>① ユニバーサルデザインの普及</b> 障がい者はもちろん、高齢者、妊婦、子育て家庭、けがをしている人など、だれもが安心してまちに出かけられるよう、公共の施設については新バリアフリー法や岐阜県福祉のまちづくり条例などの基準により施設整備を進めるとともに、あらかじめだれもが利用しやすい施設や道具をデザインするユニバーサルデザインの考え方を取り入れていきます。	継続	町 民間事業者
<b>② 高齢者の交通安全の推進</b> 超高齢社会において、また交通手段が自動車に限られる地域にあっては、自動車は不可欠な移動手段です。高齢者が関係する交通事故が多発する中、高齢者の自動車の運転や自転車の利用について、危惧する声が多く聞かれることから、関係機関・団体と協力して、交通安全についての啓発活動を一層推進していきます。	推進	警察 自治会 老人クラブ

## (2) 地域の防災・防犯活動の推進

取組の内容	方向	役割
<p><b>① 防犯パトロールの推進と関係団体の連携</b></p> <p>子どもの登校の時間帯を中心に、PTA や老人クラブ、NPO 法人等による防犯パトロールが行われています。これら関係団体が連携を図り、より重層的な防犯体制づくりを進めます。</p>	推進	自治会 老人クラブ PTA 子ども会育成会 NPO 法人
<p><b>② 災害時要援護者の支援体制構築</b></p> <p>平成 24 年度に災害時要援護者台帳を整備し、平成 25 年度に自治会・民生委員児童委員・社協・消防署・警察署へ配付しました。</p> <p>災害時要援護者への情報提供や避難誘導を行う支援員への協力を呼びかけ、地域住民による支援体制の構築を支援します。</p> <p>災害ボランティア講座、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施し、災害救援ボランティアコーディネーター養成等を推進します。</p>	推進	町 社会福祉協議会 住民
<p><b>③ 地域福祉見守りネットワークの充実（再掲）</b></p> <p>地区ささえあい連絡会を基軸とする地域福祉見守りネットワークは、地区により定期的な見守り活動が展開されるなど少しずつ前進しています。今後とも地域福祉見守りネットワークの輪を広げ、一層の充実を図ります。</p>	推進	社会福祉協議会 地区ささえあい連絡会 住民

(3) 要援護者擁護の推進

取組の内容	方向	役割
<p><b>① 権利擁護の充実</b></p> <p>成年後見制度や社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業についての周知を図るとともに、利用のための支援を行います。</p> <p>また、地域福祉見守りネットワーク等を活用して、制度利用が必要な人の把握に努めます。</p>	<p>継続</p>	<p>町 社会福祉協議会</p>
<p><b>② 要保護者対策のためのネットワークの充実</b></p> <p>保護者のない児童、虐待を受けている児童・高齢者・障がい者等の要保護者の早期発見と適切な保護、その家族等関係者に対する適切な支援を図るため、医療・福祉・教育等関係者、警察等による要保護者対策のためのネットワークの構築を図ります。</p> <p>また、虐待の通報があった場合の対応についてマニュアル化し、関係者に配布します。</p>	<p>推進</p>	<p>町 社会福祉協議会 地域包括支援センター 学校 医師会 子ども相談センター 警察</p>

## 第6章 重点的な取組

これまで検討してきた基本目標及び取組みと同様、第一期地域福祉計画における重点施策に関して、実施状況を評価したうえで、第二期地域福祉計画の重点的な取組みを設定していきます。

### 1. 第一期地域福祉計画における重点的な取組に関する整理

	重点的な取組み	取組み評価	計画への取り込み
1	地区ささえあい連絡会	<p>第一期計画策定時は、各地区において「ささえあい連絡会」が設立された時期にあたり、各地区の自治会、老人クラブなどの組織・団体や、地域の担い手として活動していた民生委員児童委員、近隣ボランティア等のネットワークで、福祉活動を支えてきました。ここでは、社会福祉協議会が中軸として機能し、町政の福祉施策と連携しながら、福祉活動を確実に推進してきたと評価されます。しかし、第一期の計画期間における活動は、各地区ごとで段階的におこなわれており、地区間の差も生じていました。</p> <p>例えば、各地区のささえあい連絡会総会の議事次第を比較してみると、年次報告が中心の会もあれば、要援護者の情報更新協議等も会議で行われる地区もあります。また、ふれあいサロンに関しても、地区による参加者数等の違いもありますが、毎月開催の場合や3ヶ月ごとの開催等開催回数にも差があります。</p> <p>そこで、この重点的な取組みは、今後も継続し、地域による適切な活動を行うとともに、垂井町全域での連携も確立していくことを目標として実施していきます。その際には、まちづくり協議会等との関係も調整しながら検討していく必要があります。</p>	継続
2	ボランティアセンターの設置	<p>第5次総合計画の柱である「協働」には、町民の様々な分野におけるボランティア活動、地域活動の支援をするボランティアセンターの設立を掲げています。これまで、ボランティアセンターは、社会福祉協議会が担ってきており、社協へ登録されたボランティアの活動拠点として機能してきたものと評価できます。</p> <p>今後、施設整備とともに総合的なセンター整備が検討されていく予定であり、この重点的な取組みも継続事業として位置づけます。</p>	継続

	重点的な取組み	取組み評価	計画への取り込み
3	災害時要援護者の把握と地域の支援体制の充実	<p>災害時などにおいて、意思疎通に障がいがある人や、車いす利用の人、また要介護者など、個人情報保護の立場も踏まえながら、台帳作成に着手してきました。現在、地区ごとに登録作業は順次行われており、各地区で随時すすめられている状況です。</p> <p>垂井町全域での整備を目標に災害における避難体制の確立も含め、今後も継続していくことを目標に、継続事業として位置づけます。</p>	継続

## 2. 第二期垂井町地域福祉計画における重点的な取組み

第一期地域福祉計画における重点取組みを含め、4つの重点的な取組みを設定しました。

	重点的な取組み	取組み概要	方向性
1 及び 2	<p>地区ささえあい連絡会の充実</p> <p>ボランティアセンターの中核化による活動活性化</p>	<p>第一期計画策定後、総合計画でも位置づけられた「協働」によるまちづくりを推進する目的で、「まちづくり協議会」が設立されています。この協議会との連携による協働の意識の定着化推進及び福祉政策の基盤整備となる活動組織である「ささえあい連絡会の充実」と「ボランティアセンターの中核化による活動活性化」を重点取組みとして位置づけます。</p> <p>なお、ボランティアセンターに関しては、社会福祉協議会にこれまで福祉関連を中心に登録されている団体(特に福祉の枠には限定されているわけではありません)を中心に支援してきております。今後、こうしたボランティア活動は、より幅の広い分野の活動が重要となってきます。そこで、ボランティア活動団体の中核となるボランティアセンター整備を行い、活動の活性化をしていくことが重要であり、今回の重点課題の中に位置づけていきます。</p> <p>また、各地区ごとの活動状況や町全体での活動支援体制も含め、総合的な推進役となる社会福祉協議会との連携で、福祉施策の効果的実施を目指していきます。</p>	推進

	重点的な取組み	取組み概要	方向性
3	災害時要援護者の把握と地域の支援体制の充実	<p>要支援、要介護者等のマップ登録充実と訓練等による支援体制の確立。</p> <p>これまで実施されているマッピングも含め、町全域での把握は完了し、関係機関への配布も整備されています。今後高齢化の進展も著しいことから、整備された情報が、適切に更新作業を行っていく必要があります。</p> <p>また、印刷物や地図への記入だけでなく、デジタル化も含め長期的な視点で効率的な整備を図っていきます。</p>	推進
4	団塊の世代と元気な高齢者を取り込んだ福祉の担い手づくりの定着	<p>一般住民の中で、福祉活動への意識は、かなり高いものを示していましたが、参加実績では、低い傾向を示しています。また、高齢者の参加比率は、高い傾向を示し、積極的な参加意識の表れを示しています。</p> <p>そこで、意識の高い住民の中でも、団塊世代と呼ばれる60代の世代に対して、福祉活動への参加を促す取組みを実施していく予定です。この世代は、これまで職場を中心に活動しており、地域活動への参加経験は少ない傾向にあると思われます。こうした世代の地域活動への参加率の向上は、今後の活動の担い手として重要な役割をもっているものと考えられます。</p> <p>一方で、現在も参加率の高い元気な高齢者も、今後も継続して参加推進していただき、新たな参加者との連携で、福祉活動の支援に積極的に関わっていただくことが重要なこととなります。</p> <p>したがって、団塊の世代及び元気な高齢者の参加による福祉の担い手づくりの定着は、今後の超高齢社会での福祉活動の基盤づくりと位置づけ、次世代育成も含め、長期的な施策として体制の確立をめざしていきます。</p>	新規に推進

## 第7章 計画の推進

### 1. 地域住民・事業者・行政の協働による計画の推進

地域福祉の推進は、地域住民をはじめとして民生委員児童委員、社会福祉協議会、自治会、ボランティア、NPO、福祉団体、事業者などと行政とのパートナーシップに基づき協働し、ささえあうことにより実現します。

特に、地域住民は、住み慣れた垂井町を地域全体でよりよくしていく地域福祉の主体的な担い手として期待されています。

計画策定後、本町は地域住民の主体的な参画と福祉関係事業者の協働のもと、地域での各種福祉活動や交流活動の支援などに継続的に取り組んでいくとともに、地域住民、事業者、社会福祉協議会などがそれぞれの立場や役割のもとでお互いにささえあい、連携して計画を推進していきます。

#### (1) 個別計画における庁内連携

本計画は、垂井町総合計画のもと、福祉分野を具体化する計画であり、健康、子育て、障がい、高齢者における各計画や担当部署等を通じて、福祉分野の各計画の施策が地域において、より効果的に展開されるよう整合を図り推進していきます。

また、地域福祉は、福祉はもとより、健康保健、防災、防犯、さらにはまちづくりなど広範多岐にわたる取り組みが必要です。そのため、それぞれの分野における個別計画に対して、地域福祉の視点から積極的に個々の施策との連携を図り推進していきます。

#### (2) 事業者、関係機関等との協働

本町はこれまでも事業者、関係機関との連携を図りながら施策を進めてきました。今後も機会ある毎に、協働の立場で意見を聴きつつ、本計画を推進していきます。



### (3) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を支える役割を担っています。また、本計画を踏まえた地域に密着した生活課題の解決に向けて、具体的な取り組みを実施することが期待されます。今後、一層の連携強化を図り、本町との役割分担を明確にしつつ、各事業の推進体制を整備します。

## 2. 計画の普及・啓発

地域福祉は、行政、地域住民、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に関わる全てのものが主体となって協働し、推進していくことが大切です。このため、地域住民をはじめ、関係団体等に本計画の周知を図り、地域における主体的な活動を促進します。

また、概要版や広報、ホームページ、各種イベント等を通じて、本計画の普及・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。

## 3. 進行管理

計画の推進にあたっては、様々な福祉施策の連携がきわめて重要であることから、福祉担当部署が様々な活動する各主体との連携、調整を図ります。

さらに、計画の進行管理は、計画の策定過程との継続性を確保するため、計画策定の事務局である福祉担当部署が中心に連携を持ちながら、行うものとしします。

また、年度毎で取り組みの進行状況を点検し、その結果を踏まえながら計画の進行管理を行っていきます。

## 資料編

### ○垂井町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成24年9月11日告示第68号

#### 垂井町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、垂井町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、垂井町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、地域福祉計画の策定及び実施に関して必要な事項を調査し及び協議する。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

**第4条** 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係団体代表者
- (2) 福祉関係者
- (3) 公募による住民
- (4) その他町長が適当と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(関係者の出席要求)

**第7条** 委員会は、調査及び審議のため必要があると認めるときは、関係者に対して出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失効する。

## 垂井町地域福祉計画策定委員（敬称略）

	区分	氏名	性別	所属名等
1	関係団体 代表	市川 重光	男	町連合自治会連絡協議会長
2		桑原 輝夫	男	町老人クラブ連合会長
3		秋田 義彦	男	ボランティア団体代表
4		北島 佳緒留	女	主任児童委員
5		富田 正己	男	町子ども会育成会連絡協議会会長
6	福祉関係者	高木 正弘	男	特別養護老人ホーム いぶき苑 施設長
7		田口 道治	男	社会福祉法人 あゆみの家 総合施設長
8		山田 紘徳	男	民生委員児童委員協議会長
9		中村 義孝	男	社会福祉法人 垂井町社会福祉協議会長
10		三浦 和眞	男	岐阜県身体障がい者福祉協会 垂井町分会 代表
11	行政機関 関係者	竹中 敏明	男	生涯学習課長
12		桐山 浩治	男	学校教育課長
13		中村 繁範	男	西濃清風園園長
14		木全 豊	男	保健センター所長

ささえあいと絆の福祉のまち たるい！

第二期垂井町地域福祉計画

発行年月・・・平成 26 年 3 月

発 行・・・垂井町

編 集・・・健康福祉課

・・・岐阜県不破郡垂井町 1532-1

・・・TEL 0584-22-1151

本書は再生紙を使用しています。